

第1次 御前崎市総合計画



海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎

平成18年度～平成27年度

御前崎市

海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎をめざして

御前崎市長 石原茂雄



平成16年度、17年度の2ヶ年をかけて、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする、御前崎市として初めての総合計画を策定いたしました。

この計画策定にあたっては、総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、各地区から参加をいただきました新市まちづくり会議の委員の皆様、タウンミーティングで貴重なご意見をいただきました市民の皆様、そして市議会の皆様など多くの方々のご協力をいただきました。この場をお借りして、改めて深く感謝を申し上げます。

御前崎市は平成16年4月1日に合併し、間もなく2年が経過しようとしています。本市においても、少子高齢化の進行や地方分権による厳しい局面を迎える中での総合計画の策定となりました。

この計画では、「自立と市民協働」を総合計画の基本理念とし、これからの厳しい財政状況の中で、行政と市民が知恵を出し合い、自らの創意と工夫により財源を確保し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自立したまちづくりを、市民と協働して推進することとしております。

今後は、この総合計画を本市の最上位計画として位置づけ、市民の皆様と行政とが同じ方向に向かって協力し、助け合い、やさしさと思いやりの中で一人ひとりが輝き、将来都市像である「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」を実現できるよう行政運営に取り組んでまいります。

そして、市民の皆様からは住んで良かったと、また外から訪れた人には住んでみたいと思っただけの御前崎市を、みなさんとともに作り上げてまいります。

平成18年3月

目次

序 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の構成と期間	3
第2章 御前崎市の現状及び社会経済環境の変化と課題	4
1 御前崎市の現状	4
2 社会経済環境の変化と課題	5
第1編 基本構想	9
第1章 まちづくりの基本理念	10
第2章 将来都市像	11
第3章 まちづくりの目標	12
第4章 将来人口	15
第5章 土地利用構想	18
1 土地利用の基本方針	18
2 利用区分別の土地利用の基本方向	21
第6章 将来都市像を実現するための部門別の基本目標	23
1 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち（人づくり）	23
2 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち（健康福祉）	25
3 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち（市民生活）	26
4 自然環境と共生する産業豊かなまち（産業）	28
5 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち（都市整備）	30
6 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち（環境）	32
7 市民協働と自立したまち（行財政）	34
第2編 基本計画	37
序章 基本計画の趣旨	38
1 基本計画の趣旨	38
2 基本計画の方針	38
3 重点的な取り組みの方針	38
4 計画の期間	39
第1章 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち（人づくり）	40
1 笑顔いっぱい、元気いっぱい、やさしさいっぱいの幼児教育の推進（幼児教育）	42
2 夢と活力があふれ、一人ひとりが本当に大切にされる学校教育の推進（義務教育）	43
3 自立心を持った青少年の育成（青少年健全育成）	44
4 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習基盤の充実（生涯学習）	45
5 地域文化や芸術の継承と振興（芸術文化）	46
6 心身ともに健康な市民を目指すスポーツの振興（スポーツ・レクリエーション）	47
7 国際的視野を持った人が育つ環境の充実（国際化への対応）	48
8 男女が個性と能力を発揮できる社会の形成（男女共同参画）	49
第2章 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち（健康福祉）	50
1 誰もがいきいきすごせるやさしい社会づくり（地域福祉）	52
2 次世代を担う子どもを産み、育てやすい環境づくり（次世代育成）	53
3 自立と社会参加を互いに支えあうやさしい地域づくり（障害者福祉）	54

4	高齢者が元気に活躍できる環境づくり（高齢者福祉）	55
5	病気予防で安心して生活できる保健の推進（保健・予防）	56
6	患者本位の診療で市民の健康を守る病院の運営（医療）	57
第3章 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち（市民生活）		58
1	人と人とのコミュニティのある地域づくり（コミュニティ活動）	60
2	住民のまとまりにより、自ら地域を守る防犯活動の推進（防犯）	61
3	災害発生に備える防災体制の整備（防災）	62
4	市民が安心して住める消防体制の確立（消防）	64
5	交通安全意識の高揚（交通安全）	65
6	正しい知識で安心な消費生活を営む賢い消費者の育成（消費生活）	66
第4章 自然環境と共生する産業豊かなまち（産業）		68
1	豊かな海や施設を活かした体験交流型観光地づくり（観光）	70
2	先端のまちの特色を活かした食による農林水産業の振興（農林水産業）	72
3	既存産業の活性化と新規産業の誘致による多様な産業振興（工業）	74
4	港を活かした人・物・情報の交流（港湾振興）	75
5	明るく活気ある商業の推進（商業）	76
第5章 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち（都市整備）		78
1	子どもを育てやすく、ゆっくり過ごせる 人が定住する環境の整備（住宅・住環境）	80
2	快適に過ごせる環境の良い市街地の整備（市街地整備）	81
3	人とモノが交流する陸、海、空の広域交通ネットワーク基盤の整備 （幹線道路・交通網）	82
4	市内を一体化する道路ネットワークの整備（生活道路）	83
5	市民の生命・財産を自然災害から守る治山・治水の整備（治山・治水）	84
6	市民の憩いの場となる空間の保全（公園・緑地・水辺）	85
第6章 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち（環境）		86
1	地球環境と豊かな自然環境の保全（地球環境・自然環境）	88
2	自然エネルギーの活用（新エネルギー）	89
3	資源を大切に活用する資源循環型社会の形成（循環型社会）	90
4	安全でおいしい水の確保（上水道）	91
5	下水道により快適な生活環境（下水道）	92
第7章 市民協働と自立したまち（行財政）		94
1	情報の共有と市民、行政、地域との協働のまちづくり（市民協働）	96
2	情報化による行政事務の効率化（行政サービス）	97
3	高度情報化社会への対応（高度情報化）	98
4	持続性のある健全な行財政の運営（行財政運営）	99
5	広域連携による効率的な行政の運営（広域行政）	100
資料編		101
■	御前崎市総合計画策定体制	102
■	総合計画策定経過	103
■	総合計画審議会条例	105
■	総合計画審議会委員名簿	106
■	御前崎市総合計画新市まちづくり会議名簿	107
■	策定委員会等名簿	108

●市民憲章●

1. わたくしたちは、きまりを守り、心ふれあうまちをつくります
1. わたくしたちは、自然を愛し、安らぎのあるまちをつくります
1. わたくしたちは、働くことに喜びをもち、健康な心と体をつくります
1. わたくしたちは、学ぶ心を大切にし、薫り高い文化をつくります
1. わたくしたちは、未来をみつめ、世界にひらかれたまちをつくります

●市章●

御前崎の「0」と「オ」をモチーフに、オレンジは太陽を、ブルーは太平洋を、太陽に向かう白地の形は波・風、先進性を表し、市民の和をもって世界にはばたく先端のまち「御前崎市」を意味します。



●市の花「ハマヒルガオ」●

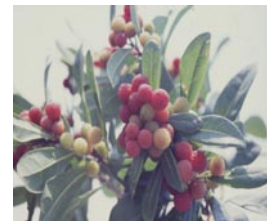
市内の海岸砂地に自生し、5～6月に薄桃色の花を咲かせる蔓性の海浜植物。厳しい環境の中で、大地にしっかりと根を下ろし、可憐な花を咲かせるハマヒルガオのように、3万6千の市民が太い絆で結ばれ、賢くやさしい情愛あふれる市民になることを願うものです。



●市の木「ヤマモモ」●

市内に自生し、6月頃、甘酸っぱい実をつける常緑の高木。

痩せ地にも耐え、周囲を自然災害から守る潜在能力をもち、雄株と雌株が協力し合って実を結ぶヤマモモのように、男女共同参画のもとに自立できる都市づくりを願うものです。





序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 御前崎市の現状及び社会経済環境の変化と課題

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の目的

御前崎市は、榛原郡御前崎町と小笠郡浜岡町が、平成16年4月1日に合併して誕生した人口約37,000人、面積65.78k㎡の新しい市です。

この御前崎市総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定するものですが、長期的な展望のもとに今後の10年間に進めるべき方向性を確立し、新市の行政運営及びまちづくりについて総合的な指針となるものです。

現在、わが国の政治、経済などの社会情勢は大きく変化しています。バブル経済崩壊後の長引く不況により、産業経済は大きな打撃を受け、国や地方の財政赤字は増加し、抜本的な構造改革が求められるようになりました。

新市にあっては、少子高齢社会がより現実的なものとなり、三位一体改革による市の財政負担の増加や、義務的経費の増加などの背景を踏まえ、合併後の新市としては、限られた財源の中での行財政の効率化や自立した地域づくりを推し進める政策が、これまでも増して求められるようになっております。

また、原子力発電所が立地することに伴う交付金や固定資産税などの財源による、電源立地市としての優位性を維持しながらも、長期に渡って新市が安定して発展していくためには、将来的な財政見通しの中で計画的な行政運営を行っていかねばなりません。

このため今後は、少子高齢社会における健康・福祉・教育の充実をはじめ、地震・台風等の自然災害に強い安全・安心なまちづくり、循環型社会に対応した地域コミュニティの強化、御前崎港や豊かな農水産物等を活かした観光・産業振興、住みやすく快適にすごせる都市基盤の整備、都市機能を相互に活用しあう、近隣との新たな広域連携など多様な課題に対応した施策を展開する必要があります。

このような問題に柔軟に対応し、望ましい将来像を掲げ、活力があり、安全・安心に生活でき、住むことに誇りのもてる個性あるまちを創造するための指針として「御前崎市総合計画」を策定するものです。



第2章 御前崎市の現状及び社会経済環境の変化と課題

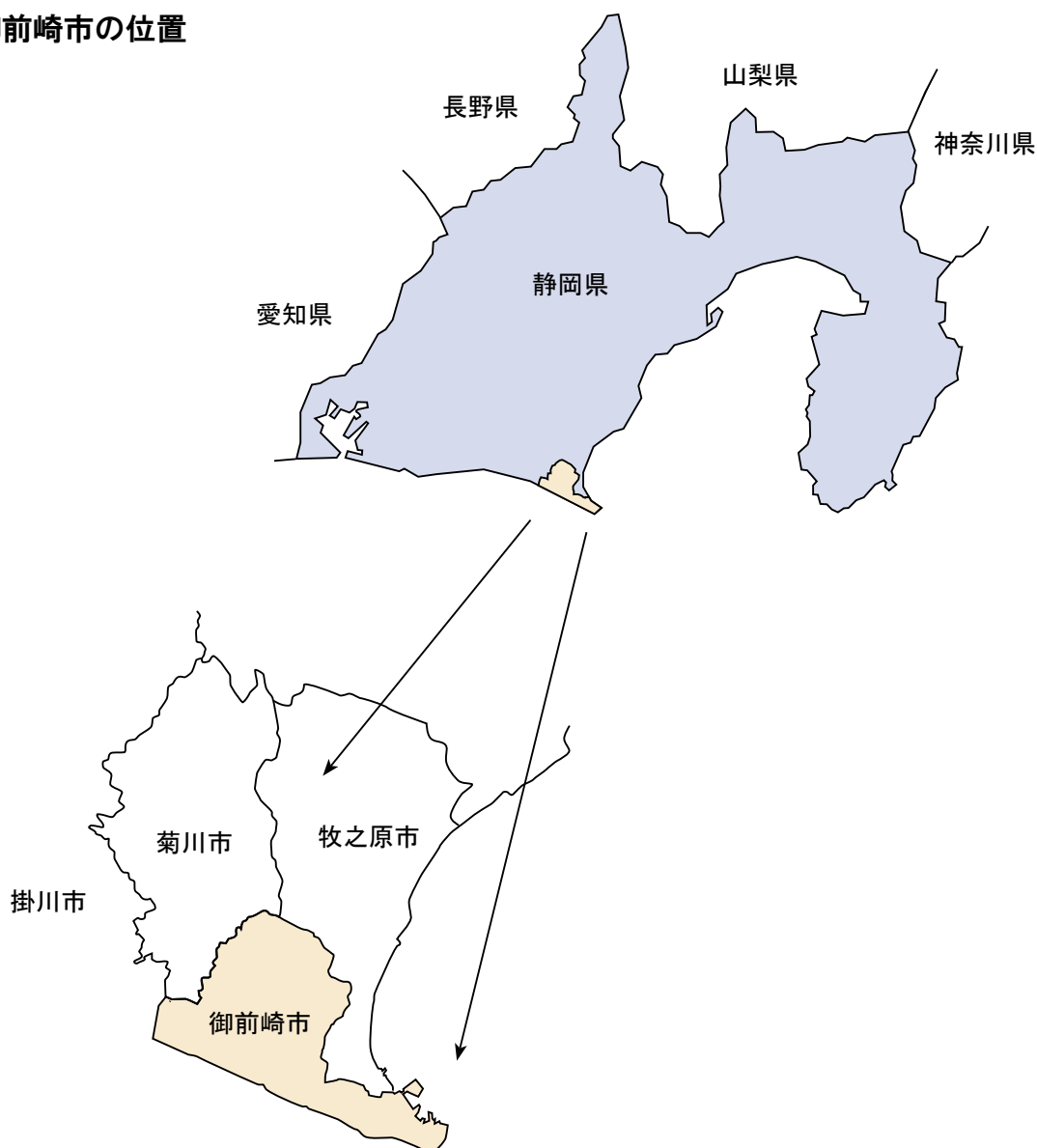
1 御前崎市の現状

本市は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然環境に恵まれた市です。

一方、御前崎港は5万トン級の大型コンテナ船が接岸できる多目的国際ターミナルをもち、東南アジア航路が就航しています。また、遠州灘沿いには最先端技術を結集した浜岡原子力発電所が立地し、物流・エネルギー基地としての基盤が整っております。

平成21年の春には静岡空港の開港が予定され、それを結ぶ高規格道路の整備など、陸・海・空の玄関口として将来に向け大きく発展することが期待されています。

■ 御前崎市の位置



2 社会経済環境の変化と課題

(1) 少子高齢化の進行と人口減少時代への対応

我が国では、平均寿命が伸びるとともに高齢化が進み、平成 27 年（2015 年）には高齢化率が 26%、国民の約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という超高齢社会の到来が見込まれ、合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちに出産する平均子供数）は、人口を維持するのに必要な水準を下回ったまま下がり続けております。

本市においても、これまで一貫して増加してきた人口も、住民基本台帳による人口調査によると、平成 15 年をピークに減少し始めています。また、高齢化も進行し、65 歳以上の高齢者が占める割合が平成 17 年現在で 19.29%を占めており、今後さらに増加すると予測されます。また、合計特殊出生率の低下による少子化が懸念されるため、安心して子供を産める社会の整備など、今後は、人口減少も視野に入れた、まちづくりに取り組まなければならない状況となっています。

(2) 次代を担う人づくりの推進

子供たちは、明日の御前崎を担う宝です。子供たちが、夢をいっぱい、希望をいっぱい持って、きらきらと輝き、生き生きと過ごすことができるよう誰もが願っています。

しかし、全国と同様に、問題行動の低年齢化、複雑な家庭環境、児童虐待などの問題が増加し、家庭や地域がこれまでに果たしてきた教育機能や社会全体のモラルが低下するとともに、子供の社会体験や自然体験の著しい不足が大きな課題となっています。

このため、家庭や地域社会の教育力の再生・向上を図るとともに、幼稚園、学校等の各種教育機関と地域が連携し、次代を担う人づくりを推進することが求められています。

また、グローバル社会を迎え、国際感覚を持った人づくりが、ますます重要となってきています。

(3) 男女共同参画社会の形成

女性も男性も、性別にかかわらずその個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組まなければなりません。

本市においては、いまだ男女の役割分担に対する固定的な意識も根強く残っている様子が見受けられます。今後は、性別に関係なく社会の対等なパートナーとして、仕事、学習、地域活動などのあらゆる分野において共同参画できる社会を形成していくことが必要です。

(4) 病気予防、介護予防対策の推進

日本人の死亡原因のうち、三大生活習慣病といわれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の占める割合は約 6 割となっています。これらは、正しい食生活や運動習慣により疾病予防を心掛けると共に、健康診断による疾病の早期発見、早期治療が必要となります。

また、高齢者には、寝たきりや認知症にならないように、高齢者に適した運動や生きがいづくり等を普及し、医療費や介護給付費の上昇を抑えることが求められます。

(5) 犯罪や自然災害防止対策の推進

近年は、青少年犯罪の低年齢化、不法滞在の外国人による犯罪、高齢者を狙った詐欺犯罪など多様化しています。このため、本市においても、犯罪発生を防止するため、警察はもとより地域住民が主体となって地域を守るための防犯対策が必要となっています。

また、最近では、日本及び海外で地震による大きな災害が発生していますが、本市にあっては津波による大きな被害が発生したと伝えられる安政東海地震から150年が経過し、東海地震がいつきても不思議でないとも言われており、自主防災意識の高揚と避難誘導対策など、これまでも増して、安全・安心なまちづくりを進めることが緊急な課題となっています。

(6) CATVなどの高度情報通信網の活用促進

パソコンの普及拡大やIT（高度情報通信技術）の発達により、文字、音声、画像等様々な形態の情報を一体的に処理できるマルチメディア技術が進み、さらに、情報家電、ブロードバンド、デジタル放送等が実用化されるなど、いつでもどこでも誰でもが活用できる時代となっています。

本市においては、全域へCATVが整備され、他の市町村にはないITを活用した行政サービスの向上や産業活動の高度化、観光情報の発信、自然災害発生時における迅速・適切な情報伝達などへの活用を促進していくことが必要です。

(7) 市民活動の活発化と協働の推進

本市においても、近年、福祉・環境・まちづくりなどさまざまな分野で、ボランティアやNPO（民間非営利組織）、コミュニティ活動組織による市民活動が活発化してきております。

このため、今後も市民活動組織等に対する情報提供、相談などを通じ、市民の自主的・自発的な活動を支援していくとともに、行政と市民との協働のまちづくりを推進していくことが必要となってきています。

(8) 港、自然、農・漁業等を活かした活力ある産業の振興

日本経済は、バブル経済崩壊後の長引く不況下において構造改革を進め、ここにきて景気はようやく明るさが見えはじめてきました。しかし、地方における回復のペースは鈍く、本市においても御前崎港湾地区における工場の撤退や岬地区におけるホテル、国民宿舎等の相次ぐ閉鎖など、いまだに厳しい状況にあります。

本市の産業の活力を高め、雇用増加と市の財政基盤安定化のため、新たな工場誘致に取り組むことが必要となっています。そのため、電源地域としての優位性を活かした工場、研究所や国際貿易港である御前崎港を活用する物流企業、風力や太陽光などの環境に優しい新エネルギー産業などの誘致・育成が必要となっています。

また、マリンパークやアカウミガメの生息する美しい海浜、砂丘などの豊かで特徴ある自然を活かして観光振興に取り組むとともに、地域の連携による地場の農産物の特産化と地産地消の拡大など、総合的な産業振興策が求められています。

さらに、沿道型の大規模な駐車場を有する商業施設が進出する一方、既存の商業地は後継者不足や駐車場不足などにより、厳しい状況にあり、その支援策が求められています。

(9) 住みやすく、快適に生活できる都市基盤の整備

新市として一体性があり、かつ個性を活かした都市づくりを進めることが必要となっています。

このためには、周辺地域と本市を結ぶ広域の幹線道路や市内を移動するための生活道路整備などのネットワークの形成が必要です。

また、既存の市街地、集落地における緑地や公園の整備を進め、快適な居住環境を確保するとともに、周囲の自然環境と一体化した住宅地や市街地を形成し、都市環境の向上を図っていくことが求められています。

(10) 海、海浜、樹林地、農地などの豊かな自然環境の保全と活用

本市には、牧之原丘陵から伸びる茶園や樹林地等の緑地、遠州灘から駿河湾に至る海岸線など豊かな自然が存在しています。

しかし、海岸侵食による砂浜の減少や異常気象からくる風水害が多発するなど、自然環境にも変化が生じてきています。

また、農業や漁業においては、後継者不足とともに、良好な農地や漁場環境の維持が困難となっています。

これらの豊かな自然環境を保全し未来に引き継ぐため、自然体験学習の場や農業、漁業観光などに活用しながら保全していくことが望まれます。

また、生活排水などの流入による河川や海洋汚染防止を図るため、今後一層、下水道整備や合併処理浄化槽の導入など、積極的な環境保全対策が求められています。

(11) 国際化の進展への対応

今後、静岡空港、御前崎港など国際的な交通拠点の整備とネットワーク化により、経済活動がより拡大し海外との交流が深まるとともに、外国人観光客などの増加が予想されます。

また、市内に居住、就業する外国人も増加し、平成16年4月現在約1,600人、総人口の4%を占めており、身近な所での交流の機会が増えています。

このため、本市においても、外国から訪れた人を暖かく迎えられる国際感覚豊かな人材が育つ環境づくりに努めることが重要です。また、市内に居住する外国人と日本人とが交流し理解を深め、安心して暮らせる環境づくりを進めることが必要となっています。

(12) 地球温暖化防止対策と環境保全への取組

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、窒素酸化物等）が増加し、地球の温暖化が進んでいます。そのため、排出量の削減目標を国家レベルで義務付けた京都議定書が、平成17年2月に発効され、国のみならず地方においても、その削減策を強力に進めていくことが求められています。

本市においても、温室効果ガスの削減対策のため、安全性の確保を大前提として原子力発電所との共存共栄を図るとともに、風力や太陽光などの自然エネルギーの活用、有用資源のリサイクルなどを一層推進することが必要です。

(13) 健全な財政運営の確立

国の財政は、バブル経済崩壊後の長引く不況や少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化する中で大きな借金を抱え、破綻寸前の状況にあります。そのため、「三位一体の改革」として国庫補助負担金の削減、地方交付税制度の改革、地方への税源移譲を進めており、国依存の地方の財政事情は大きな変化を迎えるとともに、財源確保の厳しさが増しています。

これまで、原子力発電所立地に伴う各種交付金、固定資産税等により財政的に優位にあるといわれてきた本市においても、福祉・医療などの義務的経費や、これまで整備してきた公的施設の維持管理費などの増加が見込まれ、今後は一段と厳しい財政状況に置かれることも懸念されます。このため、自らの創意工夫と責任において計画的で健全な財政運営を行っていかねばなりません。

行財政運営の健全化のためには、歳入歳出などの財政規模の長期的な視点に立った、計画的な財政運営に取り組み、歳出を抑制し、行政サービスの合理化や効率化など、行財政改革に取り組む必要があります。



第1編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

第2章 将来都市像

第3章 まちづくりの目標

第4章 将来人口

第5章 土地利用構想

第6章 将来都市像を実現するための部門別の基本目標

第1章

まちづくりの基本理念

序論で述べた御前崎市を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、まちづくりの基本理念を次のように定めます。

■ 基本理念

自立と市民協働

自治体を取り巻く環境が厳しい中で、少子高齢化の進行と人口減少時代に対応するため、財政基盤の強化と効率的な行政運営を図る必要性が生まれました。

また、地方分権の時代の中で、国からの財政支援に頼らず、自己決定・自己責任による行政が展開できる、自立したまちづくりを行う必要があります。

これからの御前崎市は、御前崎港や浜岡原子力発電所などが立地する、物流・エネルギー基地としての優位性や、静岡空港とそれをつなぐアクセス道路などの交通インフラを最大限に活かした企業誘致と産業振興により、財政基盤を強化するとともに、市民と行政が協働して知恵を出し合い、自分たちのまちは自分たちでつくるという共通認識を持つことで、効率的な行政運営を図ります。

そして、豊かな海と砂丘と緑の台地などの恵まれた自然環境を守りながら、市民みんなが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

御前崎市は、「自立と市民協働」を基本理念として、様々な施策に反映させていきます。



第2章

将来都市像

前章で述べたまちづくりの基本理念を踏まえ、市の将来都市像を次のように定めます。

■ 将来都市像

海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎

静岡県の最南端に位置する御前崎市は、豊かな海と砂浜、牧之原の緑の丘陵に育まれ、温かい心をもって笑顔で暮らす市民が主役となり、行政、地域、企業などみんなが、きらりと輝く魅力を持った活力ある最先端のまちづくりを進めます。

■ キーワード

きらり輝く 御前崎

自然、人、地域、まち、産業、それぞれが、何かひとつ「きらり輝く」ものを持ったまちづくりを目指すこと、それを御前崎市のキーワードとします。



第3章

まちづくりの目標

将来都市像である「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」を実現するため、まちづくりの目標を次のとおり定め、その実現に向けて重点的に施策を進めます。

また、推進にあたっては、御前崎市の市民、企業、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、実現に向けて協働していきます。

「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」

(人と地域の目標)

市民の笑顔が きらり輝く地域づくり

- (1) 地域連携で きらり輝くコミュニティのある地域
- (2) 生涯を通じた学習で きらり輝く賢い人づくり
- (3) 人にやさしい きらり輝く健康と福祉のまち

(都市の目標)

生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり

- (1) みんなで守る きらり輝く安全・安心都市
- (2) 多様な地域特性を活かし きらり輝く産業都市
- (3) 基盤整備を進め きらり輝く緑の快適都市

(環境の目標)

海と緑の自然が きらり輝く環境づくり

- (1) 海、山を保全し きらり輝く自然環境
- (2) 資源を大切にし きらり輝く快適な生活環境

(行財政の目標)

自立して きらり輝く御前崎市

- (1) 市民、企業、行政の協働で きらり輝く元気な都市
- (2) 安定した財政で きらり輝く自立都市

■ 「海と緑と笑顔が きらり輝く 御前崎」 取り組み方針

1 市民の笑顔が きらり輝く地域づくり

(1) 地域連携で きらり輝くコミュニティのある地域

御前崎市は、旧浜岡町と旧御前崎町が合併して新市として生まれ変わりました。それぞれの町には、これまで長い歴史があり、文化、産業、体制の違いをもっていることから、今後は融和を図るため、市民の意見を踏まえた相互交流や新たな仕組みづくりを行い、同じ市民として一体化するコミュニティのあるまちづくりを進めます。

(2) 生涯を通じた学習で きらり輝く賢い人づくり

子どもから高齢者まで生涯を通じていつでもどこでも学習できる環境づくりを推進するとともに、学校、地域、家庭が一体となり、少子化社会における子育て環境を充実・支援し、次世代を担う賢い人づくりを進めます。

(3) 人にやさしい きらり輝く健康と福祉のまち

少子高齢化社会の進展に対し、地域と行政が協働して、子どもから高齢者まで健康な人づくりと誰にもやさしい福祉のまちづくりを進めます。

2 生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり

(1) みんなで守る きらり輝く安全・安心都市

近年、世界や日本の各地で地震や台風、異常気象による風水害の発生が見られますが、東海地震が予測される中、平成16年12月に発生したスマトラ沖地震によるインド洋の大津波は、海に面する最南端の都市として大きな衝撃を受けました。このような大地震や津波は自然現象として押さえることはできないため、その発生に備え可能な限り被害を少なくするための事前準備や対策を行い、安全・安心なまちづくりを進めます。

(2) 多様な地域特性を活かし きらり輝く産業都市

御前崎港と静岡空港を高規格道路で接続し、陸海空の交通利便性を活かし、日本及び世界と繋がり、物流とともに人が交流する拠点都市づくりを進めます。

新たな産業を誘致し、活力ある産業を育成することにより、雇用の創出と市の安定した財政基盤を確立し、御前崎港や静岡空港を活かした交通及び産業で先行くまちづくりを進めます。

また、本市の特色である海・漁業や牧之原の茶園、特色ある農産物などを活かし地域ブランドを形成するとともに、ウィンドサーフィンや農業・漁業体験など、日本全国あるいは世界各地から人が集まり交流するまちづくりを進めます。

(3) 基盤整備を進め きらり輝く緑の快適都市

本市の特徴である、豊かな海洋・海浜、緑の丘陵や農地などの自然環境を保全し、都市と緑が調和した快適な都市環境の形成を進めます。

また、浜岡地域と御前崎地域を接続する利便性の高い道路整備により市民が相互に容易に行き交うことができるまちとするとともに、市の祭りや行事、あるいは観光客誘致、交流など、一体性と多様性のある魅力的な都市づくりを進めます。

3 海と緑の自然が きらり輝く環境づくり

(1) 海、山を保全し きらり輝く自然環境

本市をとりかこむ海洋・海浜、緑の丘陵や農地及び歴史のある神社仏閣など貴重な資源と、緑豊かな環境の保全を進めます。また、アカウミガメの産卵地の保全や育成など環境に優しいまちづくりを進めます。

浜岡原子力発電所の安全性を維持しつつ、本市の特徴である風力や太陽光を利用した自然エネルギーの活用で二酸化炭素などの排出の少ない地球環境に配慮したまちづくりを進めます。

(2) 資源を大切にし きらり輝く快適な生活環境

産業活動や市民生活における排出物を少なくするとともに、有用資源のリサイクル、リユースなどを推進し、循環型社会の形成に努めるとともに、下水道整備による河川、海洋の水質を保全し、快適な生活環境の形成を進めます。

4 自立して きらり輝く御前崎市

(1) 市民、企業、行政の協働で きらり輝く元気な都市

これまでのまちづくりは、施設づくりを主とした施策が多く進められてきました。今後は、それらの施設の適正な維持管理と有効利用を進めるとともに、市民と行政の協働により、市民が元気で心豊かに生活できるまちづくりを進めます。

(2) 安定した財政で きらり輝く自立都市

これからは、国からの財政支援などに頼ることはできなくなるため、不必要な支出をなくし、必要などころに投資する財政支出の適正化を進めるとともに、企業誘致など財政収入を増加するための施策を進め、安定した財政基盤を形成し、自立した御前崎市を目指します。

第4章

将来人口

1 将来人口推計

本市の人口の推移を国勢調査結果からみると、これまでは人口が増加を続け、平成2年から平成12年までの10年間では、34,237人から36,059人へと1,822人増加しています。しかし、平成2年～7年が1,079人増加しているのに対して、平成7年～12年は743人の増加にとどまり、増加率が鈍化しております。

本市の将来人口を住民基本台帳人口を基礎として、転入・転出による人口増減、死亡による減少、出産による人口増等の変化を勘案して1歳階級別の1年度ごとの推移を推計するコーホート要因法により予測し、国勢調査人口に当てはめると今後人口は増加から減少に転ずると推計されます。

平成18年(2006年)は36,250人となり、平成12年と比較し約200人の増加となりますが、その後は増加から徐々に減少に転じ、平成22年(2010年)には36,200人となります。その後出生数の低下などにより平成27年(2015年)は35,900人となります。

また、世帯数は、平成18年は11,150世帯ですが、核家族化や高齢単身世帯の進行が予測され、平成22年は11,350世帯、平成27年は11,530世帯となります。

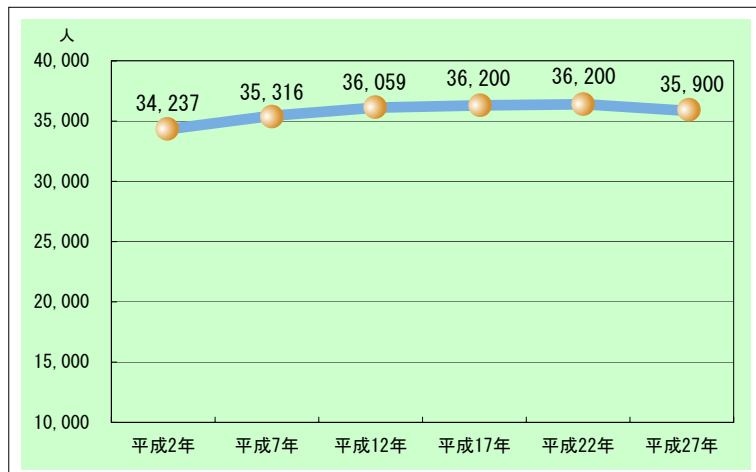
将来の年齢別人口、就業別人口構成は次に示すとおり推計されますが、少子高齢化が進み、高齢化率は、平成17年現在19.29%であるのに対し平成27年は22.65%に達し、およそ4.5人に1人が高齢者であるという超高齢社会になると予測されます。

この結果より、今後の将来人口設定に当たって、18年度人口の維持あるいは増加を目指すためには、子育て支援による出生率を高めることや新たな住宅地の整備による人口定住策等を講ずることが必要となります。

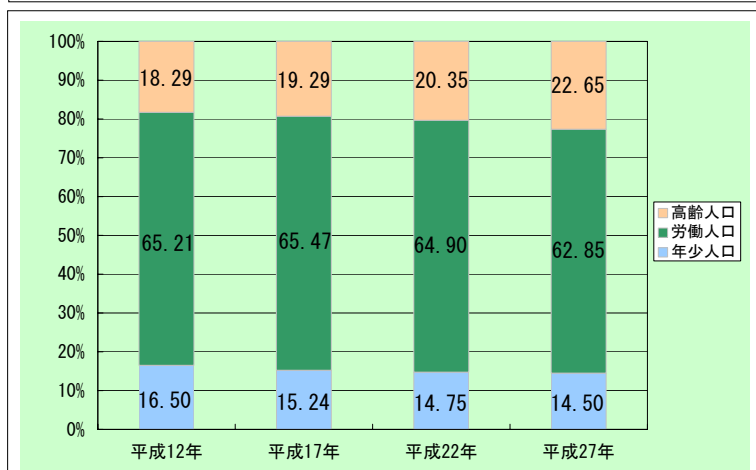
■将来人口推計

[コーホート要因法]

0歳の人が1年後に1歳になるという計算と過去の人口の移動率を元に算出する方法

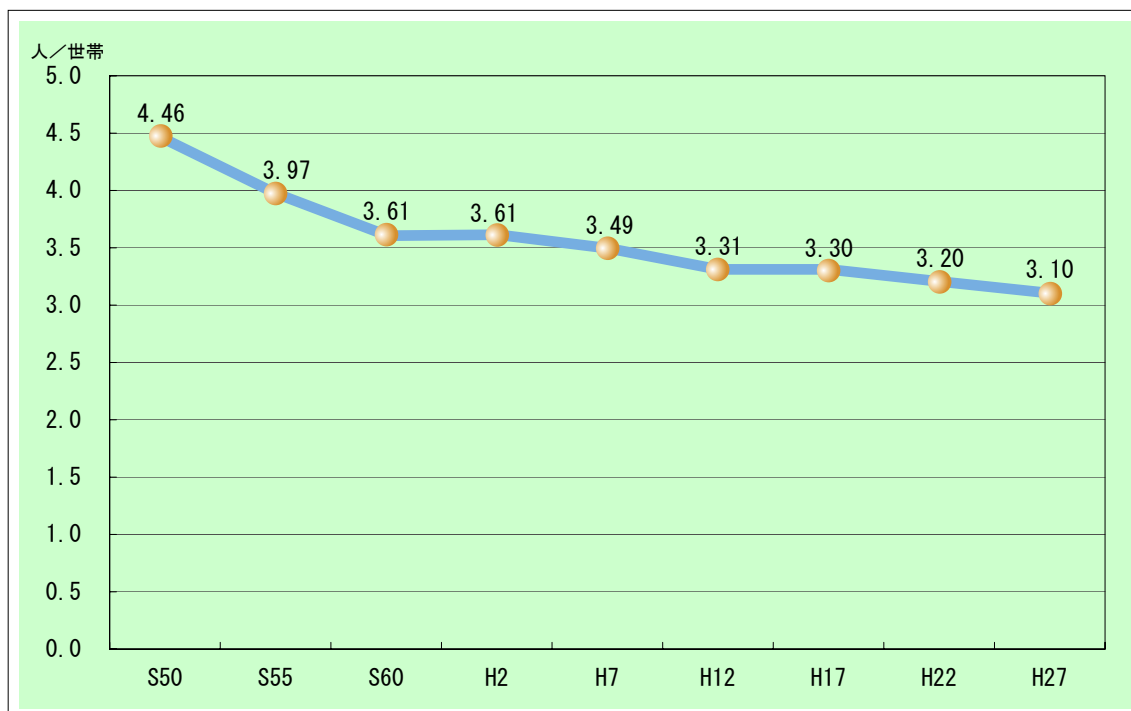


■人口構成推計

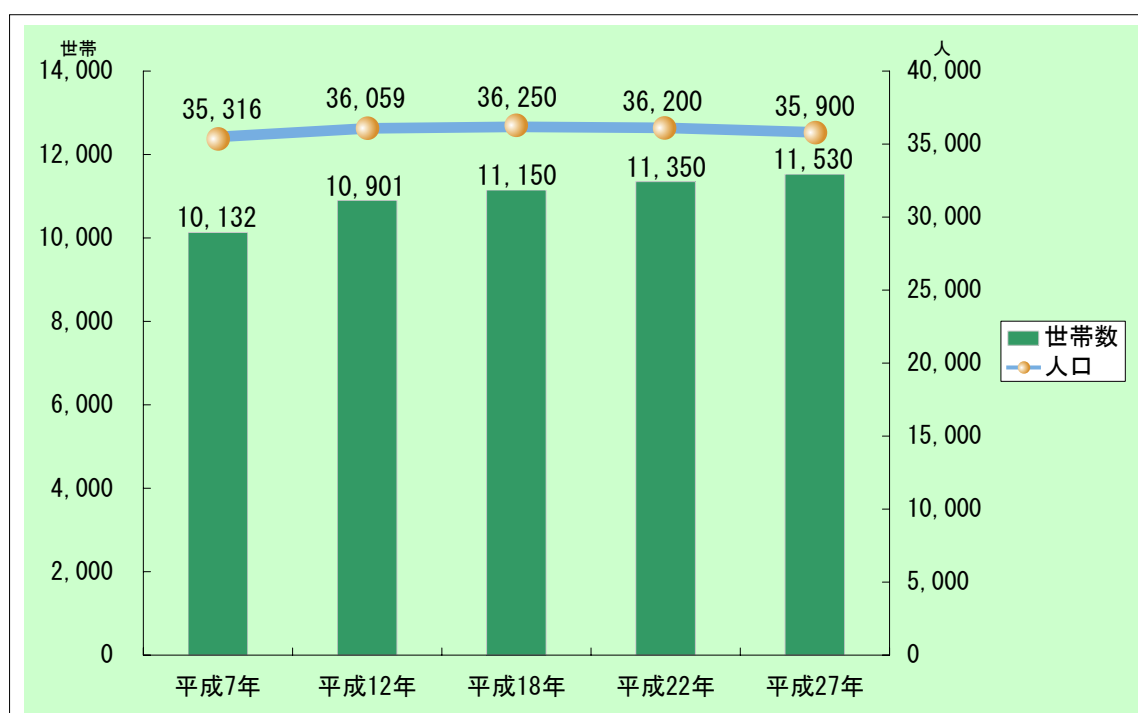


2 世帯数推計

世帯数の推移を見ると、昭和50年から昭和60年にかけては急激に1世帯あたり人員が減少しましたが、その後は微減となっています。昭和60年から平成12年までの世帯あたり人員を元に将来の1世帯あたり人員を推計すると、平成27年において3.1人となります。

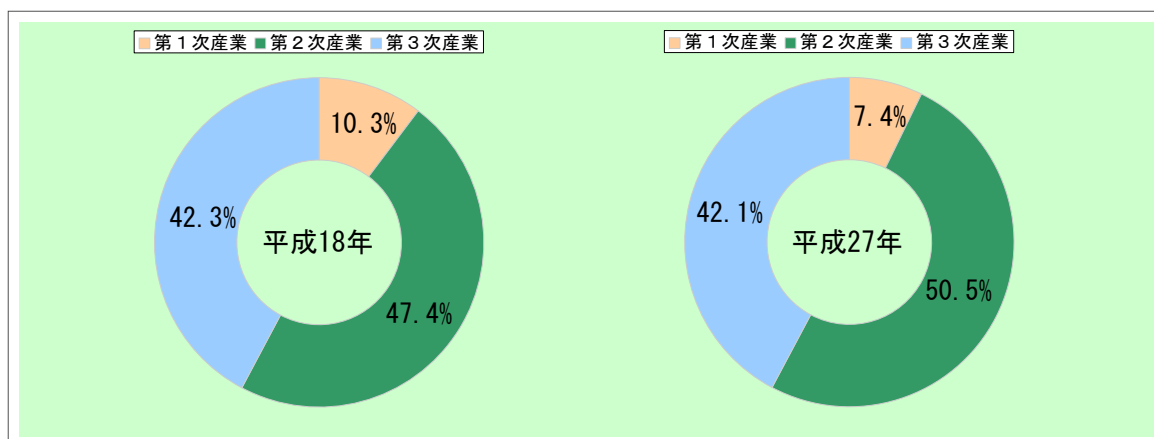
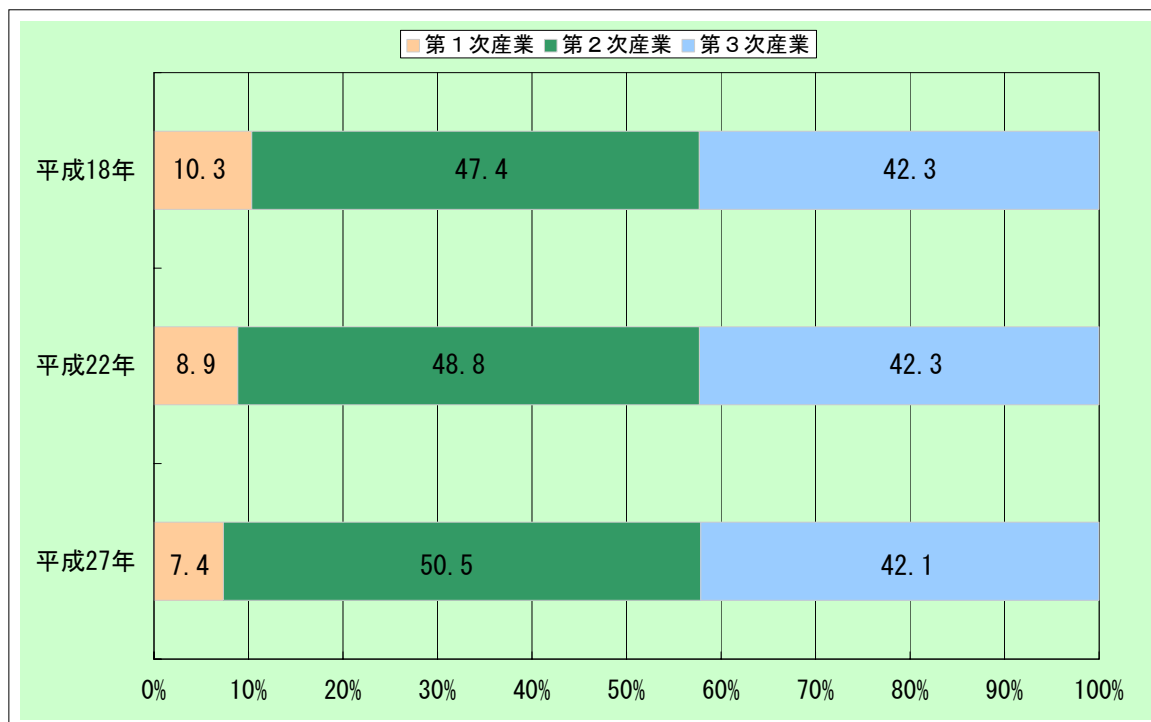


上記値を元に想定された人口に対する、世帯数の割合は以下のようになります。平成18年11,150世帯、平成27年11,530世帯となります。



3 就業別人口

産業別就業人口構成は、第1次産業の減少が進み、平成27年では7.4%と10%を割ります。第2次産業は50.5%、第3次産業は42.1%と推計されます。



■就業人口の推移

年号	第1次	割合	第2次	割合	第3次	割合	就業者数	就業率	総人口
H18	2,200	10.3	10,100	47.4	9,000	42.3	21,300	100.0	36,250
H22	1,900	8.9	10,450	48.8	9,050	42.3	21,400	100.0	36,200
H27	1,600	7.4	10,800	50.5	9,000	42.1	21,400	100.0	35,900

第5章

土地利用構想

1 土地利用の基本方針

土地は市民のための限られた資源であり、生活や生産の諸活動の重要かつ共通基盤です。このため、公共の福祉を優先させ、地域固有の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件を考慮し、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的に進めていきます。

本市の土地利用は、「海と緑と笑顔がきらり輝く 御前崎」を将来都市像とし、都市的土地利用と、農業・工業・商業の調和のとれた産業振興、また、自然環境の保全等を十分把握、検討し、地域の特性を踏まえ進めます。

(1) 土地利用方針

①広域的・総合的視点に立った土地利用形成

市域を取り巻く諸計画との調整を図り、第二東名自動車道、静岡空港と御前崎港を接続する金谷御前崎連絡道路の整備をはじめとする広域交通網の発達、生活行動圏の拡大及び他地域との交流を視野に入れ、総合的に配慮した土地利用を図ります。

②自然と融和する土地利用形成

牧之原台地から続く丘陵、浜岡砂丘、御前崎海岸等の優れた自然環境や茶園、水田、畑等の優良農地及び市民に潤いを与える水面・河川等の保全に努め、環境との共生を目指した土地利用の形成を図ります。

③未来を拓く産業を育成する土地利用形成

地域特性を活かした農業の振興、新たな企業誘致による市内での雇用の場の確保、活気ある商業振興、良好な自然景観や歴史文化を活用した観光振興など多様な産業構造を育成するバランスのとれた土地利用の形成を図ります。

④誰もが安心して暮らせる土地利用形成

予想される東海地震をはじめとする自然災害などに備え、生活基盤の整備や適切な土地利用の誘導を図り、災害に強く、安心して暮らせる土地利用の形成を図ります。

⑤地域特性に応じた土地利用形成と地域の自主性あるまちづくりの推進

本市の地域区分は都市的要素の強い南側に位置する池新田、高松、佐倉地区、農村的要素の強い北側に位置する新野、朝比奈、比木地区、港と海洋に囲まれた御前崎、白羽地区に分けられ、それぞれの地域特性を有しています。

これらの特性を活かした土地利用の形成とそれぞれの連携強化、また地域の自主性あるまちづくりを推進します。

(2) 土地利用ゾーニング

①拠点都市ゾーン

池新田地区の市街地を中心として道路等の都市基盤の整備を推進するとともに、市の中心市街地としてふさわしい住宅、商業、業務、文化、行政機能等をコンパクトに集積した拠点都市ゾーンを形成します。

②都市近郊ゾーン

市街地周辺の地区は、優良な農地の保全を進め、農村地区としての環境を保全するとともに、快適な住宅地が適正に共生する都市近郊ゾーンとします。

③沿道土地利用促進ゾーン

国道 150 号沿線については、4 車線化も進んでおり、沿道サービス型産業等の用地として、商工業など高度な土地利用を積極的に図り、計画的に誘導するゾーンとします。

④自然共生ゾーン

北部地域の農業と牧之原台地の南端部の斜面樹林地に囲まれた緑豊かな地域を保全し、その中に集落地が存在する自然と共存するゾーンとします。

⑤先端技術ゾーン

空港及び港湾を活かした流通産業や原子力発電所が立地する優位性を活かした産業を誘致するなどにより、先端的工場等が集積する先端技術ゾーンとします。

⑥交流都市ゾーン

御前崎半島の先端ゾーンは、海洋と丘陵地の農業や自然を活用して多くの人を訪れ、農業・漁業体験や環境学習及び観光客が買い物、宿泊などにより交流する交流都市ゾーンとします。

⑦国際交流ゾーン

御前崎港を国際貿易港として活用し、経済の活性化に活かすとともに、静岡空港と連携した外国からも人の集まる国際交流ゾーンとします。

⑧海洋レクリエーションゾーン

静岡県の最南端の岬という立地特性を活かし、海洋スポーツのメッカとするなど、特色ある海洋レクリエーションゾーンとします。

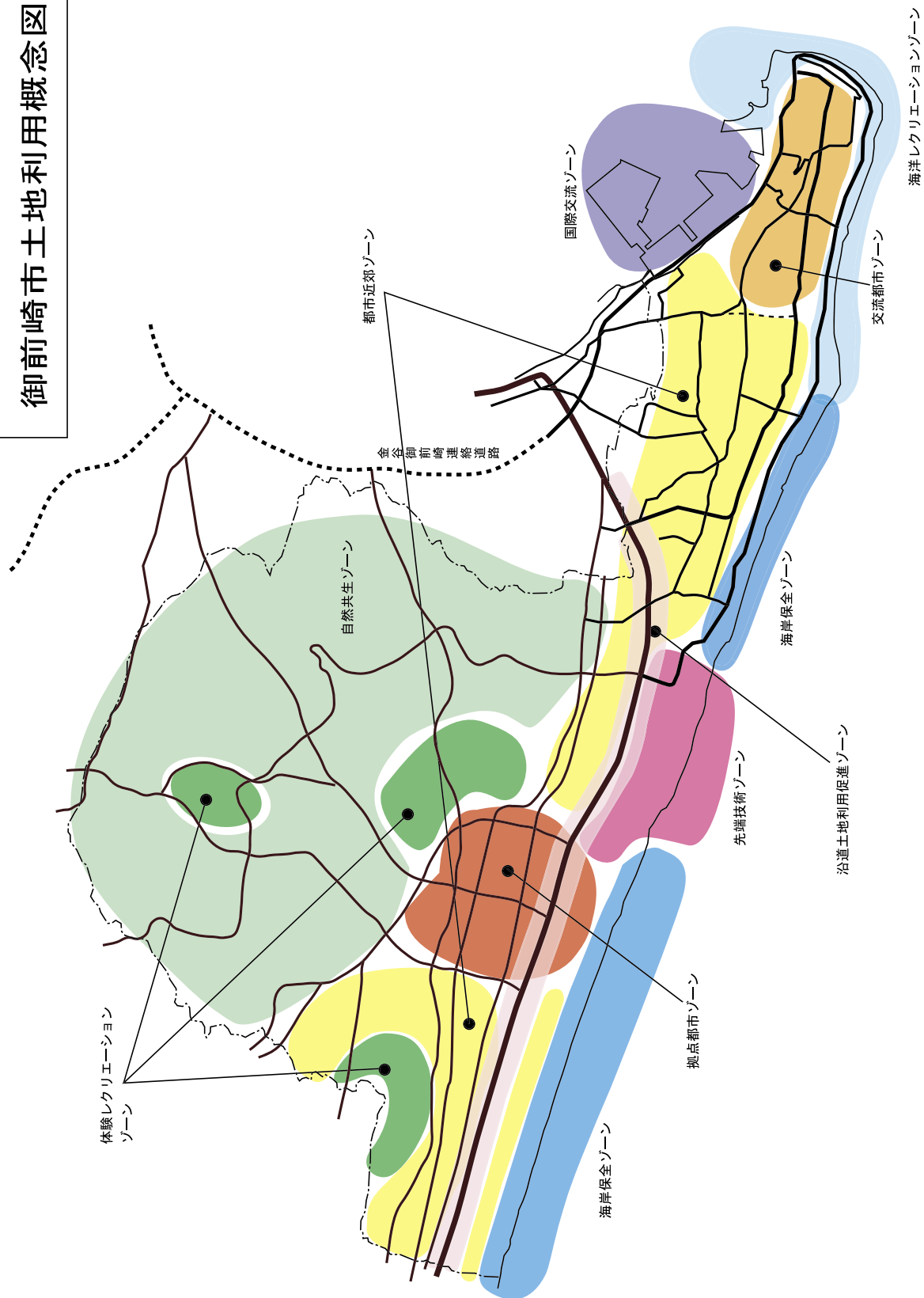
⑨海岸保全ゾーン

浜岡砂丘を含む砂浜と松林が続く遠州灘の海岸は、散策や自転車のツーリングなどを楽しむことのできる景観の美しい海岸保全ゾーンとします。

⑩体験レクリエーションゾーン

既存の公園、緑地及びレクリエーション施設を活かすとともに農業体験などができる体験レクリエーションゾーンとします。

御前崎市土地利用概念図



2 利用区分別の土地利用の基本方向

土地の利用区分は、森林、農地、水面・河川・水路、道路、宅地、観光商業地、港湾施設用地工業地、国道150号沿線地及びその他とし、各区分別の土地利用の基本方向は次のとおりとします。

(1) 森林

森林は、国土の保全、水源かん養、山地災害防止、地下水保全、生活環境保全、保健文化、レクリエーション等の公益的、多面的機能を持った重要な資源であり、自然環境の保全に配慮しながら、有効な活用を図ります。

(2) 農地

農用地は、農業経営や食料供給の安定を図るとともに、緑地空間として景観、生活環境、自然環境の保全、防災地域環境に重要な役割を果たすものです。

そのため、構造政策による農業経営の規模拡大、農用地の集団化や先進的経営体の育成などを進め、農業振興地域整備計画等に基づく基盤整備により優良農地を今後も維持・活用していきます。

集落地や山間地に分散した利用率の低い農用地については、市民農園、体験農園等の利用を図り、自然とのふれあいの場の提供や遊休農地の有効活用等の観点から、農地の多面的な利用を促進します。

また、都市的土地利用との計画的な調整を図りながら、農地の無秩序な転用を防止して保全に努めます。

(3) 水面・河川・水路

ため池等の水面については、農業の用に供するばかりではなく洪水調節の面からも重要な役割を有するため、適切な管理のもとで保全に努めるとともに、市民の憩いの場やレクリエーションの場としての活用を図ります。

河川については、治水機能の向上、良好な水環境の回復を図るため、必要な整備と適切な管理を推進します。整備にあたっては、自然景観や生態系の保全に配慮し、憩いとやすらぎを醸し出し、市民に愛され親しまれる水辺環境づくりを推進します。

水路については、農用地の生産性の向上、水資源の有効利用を図るため、既設の水路の維持管理に努めるほか、農業農村整備事業において必要な水路の整備、改修を行います。

(4) 道路

一般道路は市民生活の向上、産業の発展、街づくりのために欠くことのできないものであるため必要な用地を確保し、整備を推進します。

高規格道路として、静岡空港と御前崎港を接続する金谷御前崎連絡道路の整備が進められており、将来的に交通量の増加が予測されることから、国道150号の4車線化、主要地方道掛川浜岡線等の整備促進を図ります。生活道路については浜岡地域と御前崎地域の結びつきを強めるため、安全性、景観を考慮して交通ネットワークの整備を進めます。また、都市化の進展、交通量の増加に伴う都市計画道路等新たな道路の整備に努めます。

農道については、農業の生産性向上及び農用地の適正な管理を図るため、必要な用地を確保し、その整備を推進するとともに、既存農道の適正な維持管理に努めます。

(5) 宅地

①住宅地

このままでは今後人口の減少が想定されるので、定住を促進し、また工場誘致に伴い必要となる住宅地を提供するため、地域特性に応じた良好な住宅地及び生活関連施設の整備を進めます。

中心市街地（池新田地区の商業、業務、住宅の集積している場所を言う）周辺部については、無秩序な開発を抑え、中心市街地への都市計画道路整備などを契機に良好で適正な住環境の確保に努めます。

また、北部地域に若者の定住を図るため、小規模な住宅用地を周辺の茶園、田畑、山林、河川、ため池など自然環境に配慮して確保します。

②商業・業務地

事務所及び店舗等のその他の宅地については、中心市街地の計画的な整備を推進し、需要の増大に対応しつつ、適正な誘導を図ります。

(6) 観光商業地

観光商業地は、三方を海に囲まれた岬を有するまちとしての特色を活かした体験交流型観光地を目指すため、修景や美化に配慮し、海の青と山の緑の美しいリゾート地にふさわしい地区の形成に努めます。

(7) 港湾施設用地

御前崎港は国際貿易港として交通利便性を活かした運輸関連企業や電源地域の優位性を活かした工場誘致に加え、情報産業などの新時代にふさわしい企業を誘致し、活力ある港湾地区として整備に努めます。

(8) 工業地

安全を最優先とした原子力発電所の適正な維持管理を進めるとともに、電源地域の優位性を活かした工場誘致を進め、新時代にふさわしい企業を誘致し、就業機会を増やしていくための工業用地の確保に努めます。

用途地域内の用途不適格工場や都市計画道路整備に伴い、移転が必要な事業所の工業再配置用地の確保を図ります。

(9) 国道 150 号沿線地

国道 150 号沿線については、交通量の増加に伴い 4 車線化も進み国道の社会資本的性格を重視し、沿道サービス型産業等の用地として需要増加が見込まれます。当該道路沿線は重要な地域資源であることから、周辺農用地や自然環境の保全に配慮しながら、商工業など高度な土地利用を積極的に図り、秩序ある土地利用を計画的に誘導していきます。

(10) その他

海岸保全区域は、漁業、海浜・海洋レクリエーション等の各種の利用を図るため、自然環境の保全に配慮しながら、有効かつ高度な利用を図ります。

砂丘付近に散在する原野については、自然の状態を保全し荒廃を防止するとともに、山間地に存在する原野については、森林等に用途転換を図るなど、その発生を防止します。

公共施設、公園・緑地、文教施設、福祉施設等の公共施設については、行政需要の増大と多様化に対応し、必要な施設の計画的整備に努めます。

第6章 将来都市像を実現するための部門別の基本目標

市民の笑顔が キラリ輝く地域づくり

1 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち（人づくり）

御前崎市は、豊かな海と砂丘と緑の台地等の自然に恵まれ、さんさんと輝く太陽の光を受けています。この恵まれた自然を誇りと感じ、人々が互いに助け合い、太陽のように心豊かに笑顔で暮らすことのできるまちづくりを目指していきます。

優しいまなざしの笑顔やキラリと輝く笑顔、活力のある笑顔であふれるまちは、時代を担う子どもたちや青少年の健やかな育成だけではなく、今まさに働き盛りの大人や第一線を退いたお年寄りの豊かな人生の一助につながります。

「まちづくりは、人づくりから」「人づくりは、まちづくりから」の視点で、人々のかかわりを通して、地域ぐるみで豊かな人間性を育てていくことを推進します。

(1) 笑顔いっぱい、元気いっぱい、やさしさいっぱいの幼児教育の推進

（幼児教育）

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、道徳、学習力、人とのふれあいなど、家庭での教育力向上を第一として、保育園や幼稚園、家庭、地域社会などのそれぞれの立場において教育機能が発揮され、「笑顔いっぱい、元気いっぱい、やさしさいっぱいの子ども」を育てていくことが大切です。

特に保育園や幼稚園では、自然や遊びの体験を通して育む命の大切さや心の豊かさを基礎に、安全で温かさに満ちた施設の整備を図っていきます。また、地域の特性を活かし、各幼児施設が特色ある保育や教育を目指していきます。

(2) 夢と活力があふれ、一人ひとりが本当に大切にされる学校教育の推進

（義務教育）

恵まれた自然の中で、輝く太陽の光を浴び、たくさんの可能性を秘めた子どもたちが、夢や希望をいっぱい持ち、キラキラと輝いて生き生きと過ごすことができるように誰もが願っています。

学校教育においては、様々な学習を通して地域や自然、様々な人々とのかかわりなど、豊かな体験を通して「学ぶ楽しさ」を実感し、どの子どもも自分の力を伸び伸びと発揮しながら、人間として、力強く生きる力を身につけていくことを目指します。そのために、本市では一人ひとりに添ったきめ細やかな学習指導や生徒指導に努めながら、家庭や地域社会、各関係機関との連携を図っていきます。また、保幼小中の連携を深めるとともに、障害や心の病を抱えた子どもたちが安心して心豊かに過ごすことができるように支援します。

(3) 自立心を持った青少年の育成

（青少年健全育成）

次代を担う青少年が、社会の一員としての使命を自覚し、社会の変化に主体的に対応し、自立できる資質と意欲を持った心身ともに健全な人間形成ができるように努めます。そのために自主的に能力開発や自己研鑽できる環境整備に努めるとともに、青少年の健全育成や非行防止に関する施策を積極的に推進します。

(4) 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習基盤の充実

(生涯学習)

年齢や職業を超えて誰でもいつでも学び合い教え合うことができるよう、地区公民館・市立図書館等において生涯学習の機会を提供するとともに、優良グループの育成と支援に努めます。

また、あらゆる年代の人々に一人ひとりの学びの目的に応える場を提供し、体験学習や市民大学（仮称）による年間を通じたテーマ別文化学習の開催などに加え、市民を講師とする人材リストを作成するとともにその活用を図り、誰もが生涯にわたって、豊かな人生を送ることができるよう支援します。

(5) 地域文化や芸術の継承と振興

(芸術文化)

芸術文化事業については、文化協会との連携を進め、各分野での知識を活かしたサポート会員、ボランティアスタッフの充実など、芸術文化活動を支える人材育成と各施設を利用した講座や体験学習などを充実し、市民文化の向上を図ります。

また、地域の隠れた文化財の発掘とそれを後世に伝えるため、市民講座、市内史跡見学などの学習プログラムを開設し、御前崎市の貴重な歴史資料や天然記念物等の存在を知り、郷土を誇りに思えるような事業を推進します。

(6) 心身ともに健康な市民を目指すスポーツの振興

(スポーツ・レクリエーション)

市民が健康でスポーツに親しむ環境をつくるため、海洋性スポーツの充実や各種スポーツ施設の整備などを進めます。また、その活用を図るため、スポーツプログラムの充実と指導者の養成に努めるとともに、地域総合型スポーツクラブの設立を目指します。

(7) 国際的視野を持った人が育つ環境の充実

(国際化への対応)

御前崎港や平成 21 年春に開港予定の静岡空港により、世界との交流が盛んになる中で、世界的視野に立った施策の展開や世界へ向けた情報発信に努めます。

また、市民と市内在住の外国人との交流を進め、相互理解を深めるとともに、在住外国人が市民の一員として、まちづくりのパートナーになるような施策を展開していきます。

(8) 男女が個性と能力を発揮できる社会の形成

(男女共同参画)

家庭、地域、職場等の様々な場面で、女性も男性も一人の人間として共に個性と能力を発揮できるよう、市民、行政及び企業が一体となって、その環境づくりに努めます。また、男女共同参画意識の啓発と高揚を図るとともに、女性の意見を政策や方針決定に反映させるため、委員会などの公職や職場の役職への女性の積極的登用を図ります。

市民の笑顔が きらり輝く地域づくり

2 年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち

(健康福祉)

「日本一の福祉のまち」を目指して、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して暮らせる、やさしい心をもった福祉体制の充実したまちづくりを進めていきます。
また、市民の健康維持、増進を図るとともに、医療体制の充実にも努めます。

(1) 誰もがいきいきすごせるやさしい社会づくり

(地域福祉)

住み慣れた地域や家庭で市民が安心して自立した生活ができるように、社会福祉協議会をはじめとした福祉団体等と協力して地域福祉の充実した社会をつくります。

(2) 次世代を担う子どもを産み、育てやすい環境づくり

(次世代育成)

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、母親の妊娠初期から乳幼児が就学するまで一貫した保健指導ができる体制を整備し、母子保健の充実を図ります。

また、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育など保育サービスの充実を図るとともに、子育てに関する適切なサービスが受けられるよう、相談支援体制の整備やその支援体制のネットワーク化を図ります。

(3) 自立と社会参加を互いに支えあうやさしい地域づくり

(障害者福祉)

障害のある人の家庭の状況に応じて適切なサービス・助成を受けることができる福祉サービスの充実を図るとともに、ノーマライゼーション(※)の理念のもと、障害のある人の自立と社会参加と市民の理解促進に努めます。

(4) 高齢者が元気に活躍できる環境づくり

(高齢者福祉)

高齢者がいつまでも元気に住み慣れた地域で暮らし、仕事や学習、スポーツ、地域活動などに参加し、生きがいをもって生活がおくれるよう、人材育成や各種福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者福祉施設、介護保険施設などの整備に努めます。

(5) 病気予防で安心して生活できる保健の推進

(保健・予防)

病診連携(※)を促進し、病気の早期発見・治療を可能とする初期受診の充実を図ります。

また、周辺病院との連携体制をとるとともに、地域保健施設(保健センター)を核として病気予防、健康づくりに努めます。

(6) 患者本位の診療で市民の健康を守る病院の運営

(医療)

地方における自治体病院を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、地域の中核病院として住民の要望にこたえるため、基本理念や基本方針に基づき、患者本位の温かで信頼される質の高い医療を提供し、住民の健康増進に努めます。

※ノーマライゼーション：高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方

病診連携：初診、往診などを診療所で、高度な検査や治療を病院で連携して行い、効率的な治療を目指すもの

市民の笑顔が キラリ輝く地域づくり

3 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち

(市民生活)

予想される東海地震などの災害や事故から市民の生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき日常の安全対策や災害発生時の迅速な情報提供ができるよう防災活動に取り組みます。

また、増加する高齢者の交通事故や盗難・詐欺などに対して、交通マナーや住民の防犯意識の向上を図るとともに、地域におけるコミュニティ（※）活動を強化し、安全で安心なまちづくりを進めます。

(1) 人と人とのコミュニティのある地域づくり

(コミュニティ活動)

地域や町内会等でのあいさつ運動や小さな親切運動を通じて人と人との絆を強め、地域住民が協力し合って住みよい環境づくりや地域文化の向上を図るため、自主的なコミュニティづくり事業への支援や地域コミュニティリーダーの育成に取り組みます。

また、地区公民館は、地域コミュニティ活動拠点として、住民が主体となって多方面の活動ができる地区コミュニティセンターとしての活用を促進します。

(2) 住民のまとまりにより、自ら地域を守る防犯活動の推進

(防犯)

学校・家庭・地域が連携し、声かけや見回りなどまちぐるみで子どもを守り育てる運動を展開します。

地域住民が安心して暮らせるよう、市民、学校、事業者、警察、市が一体となって防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを進めます。

(3) 災害発生に備える防災体制の整備

(防災)

台風や地震、風水害や万一の原子力発電所の事故に備え、国・県・市・事業所・防災関係機関及び市民が一体となって防災対策に当たる体制を整備するとともに防災マニュアルを作成し、訓練を実施します。

地震災害等に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽や自主防災会の資機材等を整備し、津波対策としての避難路を確保するとともに、CATVを通じて、避難誘導などの迅速な情報提供や防災意識の啓発を図ります。

同報無線、地域防災無線システムのデジタル化により、安定した通信体制を確保します。

また、原子力発電所が立地する本市においては、国の原子力安全対策に基づき、原子力災害の防止と安全管理を徹底させます。万一の事故に対しては、静岡県浜岡原子力防災センターを防災拠点とし、迅速な対応により、災害の拡大を防ぐことができるように備えます。

※（地域）コミュニティ：（地域）コミュニティとは、居住地や営みを共にすることで営まれる共同体のことで、地域コミュニティは、「地域社会」「近隣社会」と訳され、地域での人と人との連携、協力する社会を意味する。

(4) 市民が安心して住める消防体制の確立

(消防)

市民の生命・身体・財産を守るため、消防設備や消防署、消防団の充実を図ります。また、消防本部と消防団との緻密な連携体制の保持、それに伴う消防組織の充実を計画的・段階的に進めていき、市民が安心して住めるまちづくりを目指します。

(5) 交通安全意識の高揚

(交通安全)

交通事故総量の削減、交通死亡事故ゼロを目指し、市民の協力による交通指導隊が行う交通安全活動などを通して交通安全意識を高める啓発事業を進めます。また、増加傾向にある高齢者や子どもの交通事故についての防止対策を重点的に推進し、人にやさしい交通環境を整備します。

(6) 正しい知識で安心な消費生活を営む賢い消費者の育成

(消費生活)

市民が、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、相談体制の充実を図り、消費者被害を未然に防止します。また、資源の有効利用やエネルギーの節約、商品サービス、産地や消費期限表示等、消費に関する知識の普及・啓発のための情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を行います。



生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり

4 自然環境と共生する産業豊かなまち

(産業)

農業は、特産のお茶・イチゴ・花きをはじめとした農産物の生産性・収益性の向上を目指し、近代化・システム化を図るとともに、地産地消による地場製品の販売促進と情報発信による地域ブランド化を推進します。

水産業は、観光漁業を視野に入れながら、つくり育てる漁業への転換を図っていきます。

工業は、御前崎港や安価な電力を活用した産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致を進め、多様な就業構造を有する産業のまちづくりを推進します。

商業は、中心市街地へ集積する商業施設と既存の小売店舗の連携を強め、回遊性のある商店街を形成することで、活気ある商業のまちづくりに努めます。

観光面では、マリンレジャーをはじめ、新市の豊かな自然・歴史・文化資源を活かしながら、農業、漁業、工業などの産業と結びつけて、交流人口の拡大を図ります。

(1) 豊かな海や施設を活かした体験交流型観光地づくり

(観光)

本市の海洋に囲まれた豊かな水辺環境を活かし、体験交流型観光地を目指す「ブルーツーリズム (※)」のまちづくりを推進します。

マリンパーク御前崎、御前崎ロングビーチ、白砂青松の浜岡砂丘など豊かな水辺環境を活かし、海水浴、ボードセーリング、ウィンドサーフィンなど、海洋スポーツの体験観光を推進します。また、アカウミガメの産卵地見学、磯遊び、磯釣り、体験漁業など滞在して過ごせるまちづくりを推進します。

さらに、市内に整備されている体育施設を利用したスポーツ合宿、小中学生を対象とした体験漁業合宿、自炊つき素泊まり民宿などを支援するとともに、観光釣り船組合、地料理店、直売所等とのネットワークの形成などにも取り組みます。

(2) 先端のまちの特色を活かした食による農林水産業の振興

(農林水産業)

本市には、お茶や施設野菜であるイチゴ、メロン、砂地を活かした落花生、サツマイモ、大根などの露地野菜や、カスミソウ、ユリなどの花き、水稻等豊かな農産物があります。また、御前崎港で水揚げされるカツオやシラスなど新鮮な水産物もあります。これらの農水産物は御前崎港の海鮮なぶら市場をはじめとする水産物販売所やあらさわふる里公園内の直販施設等において買物や食事を可能とし、地産地消による安全な食の提供と情報発信によるブランド化を進めます。

また、あらさわふる里公園を拠点として田植の体験、貸農園など体験交流型観光農業を進めます。

※ブルーツーリズム : 島や沿海部の漁村に滞在し魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称

(3) 既存産業の活性化と新規産業の誘致による多様な産業振興

(工業)

新規産業として、電源地域の優位性を活かし、電力を活用する産業や自然エネルギー研究関連企業、新時代にふさわしい情報ソフト産業、港を活かした物流産業などの誘致に努めます。

また、地元企業の活性化を図り、就労の場を確保するため、荒廃農地等を活用した工業団地の整備を検討し、市街地の用途指定区域内にある工場の再配置を促進するとともに、新たな企業の誘致を進め、多様な就業構造を有するまちづくりを推進します。

(4) 港を活かした人・物・情報の交流

(港湾振興)

静岡空港及び第二東名自動車道を金谷御前崎連絡道路により御前崎港と接続し、高速交通ネットワークを形成し、県中西部の多目的国際ターミナルとして御前崎港の活用を促進します。

アクセス道路や港湾周辺整備を進め、物流産業など港湾を利用する企業の誘致などにも取り組みます。

また、港湾関係団体等と連携し、官民が一体となって、ポートセールス（※）活動を推進し、港湾を利用する企業の誘致を図り、賑わいのある港づくりに努めます。

(5) 明るく活気ある商業の推進

(商業)

国道 150 号沿いの沿道型商業施設と既存商店街の小売店舗を結ぶネットワーク化を進め、楽しく買い物ができる回遊性をもった商店街を形成し、活気ある商業のまちづくりを推進します。

また、特産品開発事業を支援し、オリジナル商品を開発、販売できる地元商店を育成することで、その活性化を図ります。



※ポートセールス：船舶・貨物を誘致し、港湾の利用促進を図るためのPR活動

生活、産業、まちが きらり輝く都市づくり

5 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち

(都市整備)

海浜、農地、樹林地などの美しい自然と都市との調和がとれた、適正な土地利用を進めます。また、道路、公園、下水道、河川などの生活基盤の整備とその維持管理に努め、快適な生活環境の創造に努めます。

さらに、御前崎市が持つすばらしい景観や自然環境を保全するとともに、中心市街地の都市機能の充実を図り、周辺地域との連携を進め、ゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進します。

(1) 子どもを育てやすく、ゆっくり過ごせる 人が定住する環境の整備

(住宅・住環境)

海、田園、台地、丘陵等豊かな自然に恵まれた本市の特徴を活かし、若い世代が住みたくなる魅力ある居住環境や子育てのしやすい環境を整備します。また、高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活していけるよう豊かな暮らしを支える住宅づくりやまちづくりを進めます。

(2) 快適に過ごせる環境の良い市街地の整備

(市街地整備)

健全で快適な生活環境を有する市街地の形成を図るため、都市計画道路の整備を推進します。その整備に当たっては、安心して歩ける道づくりや危険な交差点の解消を図るとともに、計画的、効率的に周囲の景観に配慮した美しい街並みづくりに努めます。

(3) 人とモノが交流する陸、海、空の広域交通ネットワーク基盤の整備

(幹線道路・交通網)

重要港湾である御前崎港の利活用を促進するため、関係機関との連携を強化しつつ国県道の整備促進を図り、陸、海、空の広域的な交通ネットワークの構築を目指します。また、幹線市道についてはこれらを補完する道路として、その機能を更に向上させます。

(4) 市内を一体化する道路ネットワークの整備

(生活道路)

浜岡地域と御前崎地域の一体化を推進するため、市内の交通体系のネットワーク化を図ります。

生活に密着したコミュニティ道路はその地域の顔であり、高齢化に伴う交通弱者の保護と、生活の利便性を確保しながら、文化、歴史、自然など地域ごとに特徴を持った道路整備を市民と行政が協働しながら進めます。

(5) 市民の生命・財産を自然災害から守る治山・治水の整備

(治山・治水)

市民の生命・財産を守り、良好な国土を保全するために、治山・治水事業に取り組みます。
特に、土地利用形態の変化に伴う流出水の増加、気候変動による局所的な集中豪雨等に対応するために、主要河川における排水能力についての調査を積極的に実施し、整備の必要な箇所については自然環境に配慮しつつ整備を推進します。

(6) 市民の憩いの場となる空間の保全

(公園・緑地・水辺)

本市に整備された各種公園の有効活用を推進し、いつまでも美しくかつ安全な公園として活用されるようその維持・管理に努めます。

また、自然環境に恵まれた水辺等にあつては、ホタルや水棲生物の保護育成、河川やため池の環境整備などに取り組み美しい環境を保全していきます。



海と緑の自然が きらり輝く環境づくり

6 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち

(環境)

御前崎市の海、砂浜、丘陵、茶園をはじめ、アカウミガメ、ホタルなどの希少な生物が生息する豊かな自然環境を守り、次世代に受け継ぎます。

地球環境を地域から守る行動として、資源の有効活用を行うとともに、ゴミの排出量をおさえ、リサイクルを進めるなど資源循環型社会形成に取り組みます。また、二酸化炭素の発生を減少させるため、浜岡原子力発電所の安全運転管理を徹底させると同時に、御前崎市の特徴を活かした風力、太陽光発電などの多様な新エネルギーを活用した健やかな暮らしを育むまちづくりに取り組みます。

(1) 地球環境と豊かな自然環境の保全

(地球環境・自然環境)

豊かな自然環境を保護し、かけがえのない地球環境を守り、限りある資源を有効に活用し、環境に対する市民意識を高めるなど環境保全活動を推進するための環境基本条例の制定に取り組みます。

また、河川等の公共水域の環境を守るため、水質調査を実施するとともに、水環境を守る啓発や稚魚の放流等を通じて市民が環境に触れ合う機会をつくり、大切にする心を育てます。

(2) 自然エネルギーの活用

(新エネルギー)

本市の豊かな自然や素晴らしい景観に配慮しながら、太陽光・風力等の自然エネルギーの導入を図り、人と自然と科学が調和した環境にやさしい先進のまちづくりを進めます。

また、新エネルギーに関連する研究機関や企業の誘致、それを活かしたまちづくりなどを市民と企業、行政の協働で進めます。

(3) 資源を大切に活用する資源循環型社会の形成

(循環型社会)

環境保全センターのごみ処理量は年々増加傾向にあるため、資源ごみの分別収集によるリサイクル活動を積極的に推進し、ごみの減量化に取り組みます。

限られた地球資源を有効に活用するために、有用な廃棄物の再資源化を図る循環型社会の形成を推進します。

そのため、地域での環境浄化活動を通じての環境学習に取り組み、市民及び事業者と協働して資源循環意識の啓発に努めます。

また、廃棄物の不法投棄が増加しているため、河川山林等を定期的に監視する体制を強化します。

快適な生活環境を維持するため、し尿処理体制の整備、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実などにも努めます。

(4) 安全でおいしい水の確保

(上水道)

大井川広域水道企業団と企業局大井川事務所との調整を図りつつ、安全でおいしい水の安定供給確保に努めます。

また、水圧不足や地震対策に対応して、地域ごとに水道のブロック化をめざし、配水池の整備拡充と老朽管の布設替を計画的に進めていきます。

(5) 下水道により快適な生活環境

(下水道)

美しく良好な川と海の水環境や市民の快適な生活環境の形成、よりよい暮らしと社会を実現するため、下水道事業の推進に当たっては、コスト縮減、効率的な維持管理等を実践し、経営健全化に向けて取り組みます。

また、下水道施設を停止させることなく永続的に機能を保持していくため、先を見越した計画的・段階的な施設・設備の改良を進めていきます。

下水道施設が整備されていない御前崎地域においては、合併処理浄化槽と組み合わせ、地域状況に合った下水道事業の整備を図ります。



自立して きらり輝く御前崎市

7 市民協働と自立したまち

(行財政)

さまざまな分野において市民と行政が連携して協働のまちづくりに取り組みます。
新市として行財政改革を進め、無駄を省いた効率のよい行政サービスを構築し、安定した行政運営によりバランスの取れた健全なまちづくりを進めます。

また、住民への情報サービスの充実を図るため、市の広報紙やホームページ、CATVなどの活用により行政運営、まちづくりなどに関する情報公開を推進します。

(1) 情報の共有と市民、行政、地域との協働のまちづくり

(市民協働)

自分たちの地域は自分たちでつくるという、自立性の高い地域を育てるとともに、市民との情報の共有化を積極的に進め、市民と行政のパートナーシップがとれたまちづくりを目指します。

(2) 情報化による行政事務の効率化

(行政サービス)

住民基本台帳や戸籍の電算化を進め、個人情報により適正な管理に努めるとともに、市民の利便性向上のための改善改良を図ります。また、国が特に力を入れているインターネットを利用した各種申請・届出については、誰でも容易に利用できるようなオンラインシステムの構築に努めます。

(3) 高度情報化社会への対応

(高度情報化)

行政サービスの向上を図るため、CATVなどを活かした最先端の情報化都市をめざします。
位置や空間に関する情報を総合的に管理するGIS(※)の整備等について、情報化推進の研究会を設け検討していきます。自治体の電子化の推進に際しては、行政情報のセキュリティの徹底を図るため、職員研修等を進めます。
また、CATVのデジタル化を契機として、ライブカメラを設置した場合には、学校、園内の様子をリアルタイムで父兄へ情報提供することができるので、その有効活用を検討します。さらには、ホームページの充実を図り市民の求める最新情報を発信できるように努めます。

(4) 持続性のある健全な行財政の運営

(行財政運営)

ますます多様化する住民の行政サービスへの要求に対し、迅速できめの細かい情報やサービスの提供を行い住民の市に対する信頼を高めるとともに、職員の資質の向上を図り、人を思いやる温かな言葉掛けと笑顔をもって対応する明るい役所づくりを進めます。

厳しい行財政環境の下で、行政ニーズの変化に的確に対応するために、事務事業の見直し・外部委託、組織の簡素・効率化などに取り組みながら、行政需要と業務量に応じた適正な定員配置と再配分を行うとともに、長期的な財政見通しに立ち効率的な行財政運営に努めます。

また、多様化、複雑化、高度化する行政需要に柔軟に対応できる人材を育成するとともに、公共施設の適正配置や職員の計画的な採用・退職管理の下で、目標数値を設定し、その適正化に努めます。

(5) 広域連携による効率的な行政の運営

(広域行政)

市民サービスの充実と行財政の効率化を図るため、道路、病院、観光、情報等広域連携を踏まえた計画づくりとまちづくりに努めます。



※GIS：位置や空間に関する情報をもったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示できる高度な分析や迅速な判断を可能にする技術





第2編 基本計画

- 序章 基本計画の趣旨
- 第1章 一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち
- 第2章 年齢を超えて心が通いあうやさしさにつつまれたまち
- 第3章 地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち
- 第4章 自然環境と共生する産業豊かなまち
- 第5章 人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち
- 第6章 緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち
- 第7章 市民協働と自立したまち

序章

基本計画の趣旨

1 基本計画の趣旨

御前崎市は、2004年（平成16年）4月1日に、榛原郡御前崎町と小笠郡浜岡町が合併し誕生しました。

新市では、御前崎町・浜岡町合併協議会が策定した新市建設計画の施策の方針に沿って運営をスタートし、2005年（平成17年）12月に市の総合的な指針となる御前崎市総合計画基本構想（以下、「基本構想」という）を策定しました。基本構想は、2015年度（平成27年度）までの長期的な展望に立ち、基本理念を「自立と市民協働」といたしました。

御前崎市総合計画基本計画（以下、「基本計画」という）は、この基本構想の実現に向けて、今後10年間に御前崎市が重点的に取り組むべき施策・事業を体系的に掲げたものです。

2 基本計画の方針

基本計画は、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念「自立と市民協働」を常に意識し、今後各種施策や事業を実施する際において、「自立と市民協働」を最優先することを掲げて策定したものです。

「自立」とは、国や県などの財政支援に頼らず、自ら財源を確保し、コストをかけず創意と工夫により自立できる財政基盤を築き、持続性のある御前崎市を目指すものです。

また、「市民協働」とは、市民が自分たちのまちは自分たちでつくるという共通認識を持つことで、市民と行政が協働でつくりあげる御前崎市を目指すものです。

そのためには、市民が主役となって、自分たちの地域は自分たちでつくるという住民自治意識を持つことが大切であるとともに、それを育む行政のサポートが必要です。市民が地域をつくり、地域がまちをつくります。このことを常に念頭において、基本計画を推進していきます。

また、基本計画に掲げた施策・事業に関しては、今日の急速な社会情勢の変化に適切に対応できるよう、変更、追加及び中止等、柔軟に見直しを行います。

3 重点的な取り組みの方針

- ①次代を担う子どもたちの幸せにつながる取り組みを進めます。
- ②地域コミュニティの維持、発展を図ります。
- ③市民の安全・安心を第一に考えた取り組みを進めます。
- ④自立した財政基盤を確保するため、企業誘致と産業振興を積極的に進めます。
- ⑤無駄を省き、効率的で健全な行財政運営に努めます。

4 計画の期間

計画期間は、2006年度(平成18年度)から2015年度(平成27年度)までの10年間とします。



第1章

一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち

(人づくり)

御前崎市は、豊かな海と砂丘と緑の台地等の自然に恵まれ、さんさんと輝く太陽の光を受けています。この恵まれた自然を誇りと感じ、人々が互いに助け合い、太陽のように心豊かに笑顔で暮らすことのできるまちづくりを目指していきます。

優しいまなざしの笑顔やきらりと輝く笑顔、活力のある笑顔であふれるまちは、次代を担う子どもたちや青少年の健やかな育成だけではなく、今まさに働き盛りの大人や第一線を退いたお年寄りの豊かな人生の一助につながります。

「まちづくりは、人づくりから」「人づくりは、まちづくりから」の視点で、人々のかかわりを通して、地域ぐるみで豊かな人間性を育んでいくことを推進します。



施策の体系

一人ひとりの元気なあいさつと笑顔が輝くまち



1 笑顔いっぱい、元気いっぱい、やさしさいっぱいの幼児教育の推進

(幼児教育)

■ 現況と課題

本市には、幼稚園7園、保育園4園と私立保育園1園があります。環境の整った施設で安心して伸び伸びと保育ができるよう計画的に改築や修理を行っています。

現在、少子化や核家族化が進み各園とも将来に対応する園の運営・施策が必要となっています。今後は、地域の特性を活かした園の運営や幼保連携の保育が重要です。

■ 方針

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、道徳、学習力、人とのふれあいなど、家庭での教育力向上を第一として、保育園や幼稚園、家庭、地域社会などのそれぞれの立場において教育機能が発揮され、「笑顔いっぱい、元気いっぱい、やさしさいっぱいの子ども」を育てていくことが大切です。

特に保育園や幼稚園では、自然や遊びの体験を通して育む命の大切さや心の豊かさを基礎に、安全で温かさに満ちた施設の整備を図っていきます。また、地域の特性を活かし、各幼児施設が特色ある保育や教育を目指していきます。

主要な施策

①幼保連携の推進

- ・保育指針及び教育指導要領を踏まえた御前崎市の幼児教育振興計画を作成します。
- ・幼稚園児・保育園児の相互交流を進めます。
- ・幼稚園・保育園の4・5歳児の連携を図ります。
- ・幼稚園教諭、保育士の資質の向上を進めます。

②地域の特色を活かした安全な環境の園運営

- ・地域の自然を活用し、特色ある園づくりを進めます。
- ・子どもにやさしい施設づくりを進めます。
- ・幼稚園・保育園施設の相互利用を進めます。

③家庭での子育ての喜びを共有するための家庭教育と子育て支援の充実

- ・家庭での幼児教育がスムーズに進むようプログラムを紹介します。
- ・子育ての悩みが相談できる窓口を設置します。
- ・多様な保育に対応します。
- ・特別支援のための福祉施設などとの連携を図ります。
- ・安全な遊び場として保育園を開放します。
- ・小学校の放課後児童クラブとの連携を進めます。

■ 主要な事業

- ア. 4・5歳児教育連携事業
- イ. 幼保職員研修事業
- ウ. 特別支援教育推進事業
- エ. 公立保育園整備事業
- オ. 私立保育園補助事業
- カ. 幼稚園整備事業
- キ. 多様な保育推進事業
- ク. 地域子育て支援事業

2 夢と活力があふれ、一人ひとりが本当に大切にされる学校教育の推進 (義務教育)

■ 現況と課題

温暖な気候と豊かな自然に恵まれている本市の子どもたちには、素直さ、おおらかさ、人なつっこさなど開放的な人柄を感じさせる面がたくさん見られます。「生きる力」の育成を目指し、各小中学校では、それぞれ特色ある学校づくりに取り組んでいます。しかし、時代の変化と共に、社会状況や家庭環境など子どもを取り巻く環境の変化は著しく、問題行動の低年齢化、規範意識の低下、不登校の増加、家庭教育力の低下など、様々な問題が生じています。子どもたちがすこやかに学ぶことができるよう、時代の変化、子どもの変化に対応する施策・支援が必要になっていきます。そして、本市の子どもたちのよさが伸びる教育活動の展開が望まれます。

さらに、教育施設の中には老朽化した施設もあり、子どもたちが安心して伸び伸びと過ごせる学校施設の整備が必要となっています。

■ 方針

恵まれた自然の中で、輝く太陽の光を浴び、たくさんの可能性を秘めた子どもたちが、夢や希望をいっぱい持ち、きらきらと輝いて生き生きと過ごすことができるように誰もが願っています。

学校教育においては、様々な学習を通して地域や自然、様々な人々とのかかわりなど、豊かな体験を通して「学ぶ楽しさ」を実感し、どの子どもも自分の力を伸び伸びと発揮しながら、人間として、力強く生きる力を身につけていくことを目指します。そのために、本市では一人ひとりに添ったきめ細やかな学習指導や生徒指導に努めながら、家庭や地域社会、各関係機関との連携を図っていきます。また、保幼小中の連携を深めると共に、障害や心の病を抱えた子どもたちが安心して心豊かに過ごすことができるように支援します。

主要な施策

①子どもの成長が実感できる学校教育の充実

- ・子どもの成長が実感できる学校教育が実現するよう学校への支援に努めます。
- ・保幼小中学校及び各機関との連携を密にします。
- ・家庭や地域との連携を深めます。
- ・老朽化した学校施設の計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理を進めます。
- ・教職員の資質向上を目指します。

②時代の変化に対応できる教育支援センターの充実

- ・学校教育を通して、子どもや家庭が直面するさまざまな課題に、適切に対応できる教育支援センターの充実を図ります。

③高度情報社会に対応できる教育の推進

- ・市内各学校と教育委員会のネットワーク化を進めます。
- ・授業の情報化・校務処理の効率化を進めます。

■ 主要な事業

- | | |
|--------------------|------------------|
| ア. 子どもの「生きる力」を育む事業 | ク. 子どもの自然体験支援事業 |
| イ. 副読本作成事業 | ケ. 教育相談事業 |
| ウ. 教職員資質向上研修事業 | コ. 教育システム高度情報化事業 |
| エ. 指定研究事業 | サ. 保幼小中連携事業 |
| オ. 教育サポート「サンルーム」事業 | シ. 学校施設整備事業 |
| カ. 特別支援教育事業 | ス. 学校防災・学校安全対策事業 |
| キ. 外国籍児童支援事業 | |

3 自立心を持った青少年の育成

(青少年健全育成)

■ 現況と課題

少子化、核家族化、家庭の孤立化が進行する中で、子どもに対して過保護・過干渉あるいは育児不安などに陥る親が増えており、児童虐待も深刻な社会問題となっています。子どもは、兄弟や異年齢集団での遊びや切磋琢磨の機会に恵まれず、失敗経験や忍耐力が乏しくなり、さらには社会性や自制心が欠けるようになっていきます。そして一般家庭での関心は、知識重視型の教育が中心になり、基本的な生活習慣のしつけ等、本来家庭が果たすべき役割が十分果たされない面があります。

そのような中であって、本市では各園や小中学校において家庭教育学級を開設し、親たちが家庭での教育力の大切さを学んでいます。また各地区では、青少年健全育成推進員を中心として健全育成活動を活発に展開しています。

さらに、学校、家庭と地域が一体となって、青少年健全育成を更に推進していく必要があります。

■ 方針

次代を担う青少年が、社会の一員としての使命を自覚し、社会の変化に主体的に対応し、自立できる資質と意欲を持った心身ともに健全な人間形成ができるように努めます。そのために自主的に能力開発や自己研鑽できる環境整備に努めるとともに、青少年の健全育成や非行防止に関する施策を積極的に推進します。

主要な施策

①心ふれあう健全な家庭・地域づくりの支援

・家庭での教育力の充実を図るため、家庭教育学級等の社会教育学級の学習を支援します。

②青少年のための健全な環境づくりの推進

・地域が主体となって青少年健全育成活動が展開できるよう、環境づくりに努めます。

③青少年の社会参加体験活動の促進

・広く情報提供を行い、体験活動への積極的な参加を促します。

■ 主要な事業

7. 青少年補導センター事業
4. 青少年健全育成事業
- ウ. 青少年健全育成サポート隊事業
1. 子供110番の家事業



4 誰もがいつでも学ぶことのできる生涯学習基盤の充実

（生涯学習）

■ 現況と課題

健康で豊かな人づくりは、生涯学習のまちづくりには欠かすことができない普遍的な要素であり、健康で豊かな心は、幼・少・青年期を過ごす中で、それぞれの年代に経験する各種の学習活動や、人と人とのふれあい、相互の協調、周囲の指導などを通じて育まれていくものです。

中でも市立図書館は、乳幼児から高齢者に至るまでのあらゆる年代の人々が自由に集い気軽に利用できる施設として、また情報提供の拠点として市民生活に根をおろしています。しかしながら、近年特に活字離れ、読書離れが進む中、読書活動を推進する必要があります。

一方、地区公民館は、地域住民の各種文化活動やスポーツ・レクリエーションの拠点として、さまざまな団体の会合、研修の場として大いに活用されており、施設の充実と学習活動支援に努めているところです。しかし近年、急激な社会変革期の中、御前崎市においてもさまざまな現代的課題に直面しており、地域の公民館に防災対策活動や災害時の避難所対応、少子高齢化対策、コミュニティ活動振興等、広範で多岐にわたる役割を求める声もあります。

今後は、生涯学習の拠点としての図書館活動の充実や公民館のあり方を検討しながら、市民が地域を愛し、共に暮らし、未来を拓くために知恵と力を出し合い、自主的に学習と実践活動に取り組める環境整備を図る必要があります。

■ 方針

年齢や職業を超えて誰でもいつでも学び合い教え合いができるよう、地区公民館・市立図書館等において生涯学習の機会を提供するとともに、優良グループの育成と支援に努めます。

また、あらゆる年代の人々に一人ひとりの学びの目的に応える場を提供し、体験学習や市民大学（仮称）による年間を通じたテーマ別文化学習の開催などに加え、市民を講師とする人材リストを作成するとともにその活用を図り、誰もが生涯にわたって、豊かな人生を送ることができるよう支援します。

主要な施策

①生涯学習の情報提供

・生涯学習に関する情報を提供し、地域住民の学習意欲の高揚を図ります。

②市民の生きがいづくり

・市民が一生涯を通じて学習ができ、生きがいを持てるまちづくりを進めます。

③地域の活性化を図る公民館活動の充実

・地域の特性と住民ニーズを的確にとらえた生涯学習、公民館活動を展開します。
・市民が利用しやすい施設整備を図ります。

④読書活動推進計画に基づく図書館活動の充実

・幼児、児童、生徒及び市民に読書の推進を図るため、様々な活動を展開します。
・市民が利用しやすい施設の管理及び蔵書等の充実を図ります。

■ 主要な事業

- ア. 公民館活動運営事業
- イ. 公民館活動支援事業
- ウ. 公民館施設整備事業
- エ. 職員の公民館派遣事業
- オ. 図書館運営事業
- カ. 図書館管理事業
- キ. 読書活動推進事業

5 地域文化や芸術の継承と振興

(芸術文化)

■ 現況と課題

芸術・文化の振興については、市文化協会が開催する文化祭に財政的支援を行うとともに、文化協会に所属しているそれぞれの部が市文化施設を活用し、積極的に活動しています。また、文化講演会を実施することにより、市民の文化に対する意識高揚を図っています。

文化財保護については、国指定天然記念物である「アカウミガメ」の保護、郷土の歴史や文化に対する市民の関心を深める歴史講座等を開催しています。また、先人たちが築いてきた文化遺産を子孫に伝えるため、埋蔵文化財出土遺跡の整理・保存事業とともに、伝統文化の伝承を推進しています。

今後は、市民がよりいっそう文化に触れる機会をつくり、「教養を高め、心豊かで活力に満ちた市民と住みよい市づくり」を目指し、芸術文化活動を推進する必要があります。

■ 方針

芸術文化事業については、文化協会との連携を進め、各分野での知識を活かしたサポート会員、ボランティアスタッフの充実など、芸術文化活動を支える人材育成と各施設を利用した講座や体験学習などを充実し、市民文化の向上を図ります。

また、地域の隠れた文化財の発掘とそれを後世に伝えるため、市民講座、市内史跡見学などのプログラムを開設し、御前崎市の貴重な歴史資料や天然記念物等の存在を知り、郷土を誇りに思えるような事業を推進します。

主要な施策

①文化団体の育成と芸術文化の振興

- ・文化活動の活性化と普及を推進するため、文化協会との連携を図ります。
- ・さまざまな芸術文化活動の振興を図ります。

②地域に残されている文化財の保護とその活用

- ・先人の遺産を記録として残すことにより、文化財保護の愛護意識を高めます。
- ・文化財の活用を図るため、地域を学ぶ講座を開催します。

③地域の伝統文化や風俗習慣の継承

- ・教養を高めるとともに継承を図るため、よりいっそうの文化に触れる機会をつくります。
- ・地域に残されている民俗行事の継承を図ります。

④文化活動の拠点整備と維持管理

- ・文化活動の拠点となる施設の整備・充実に努めるとともに、こうした施設の積極的な活用により文化の高揚を図ります。

■ 主要な事業

- ア. 文化協会補助事業
- イ. 芸術文化振興事業
- ウ. 指定文化財保護活用事業
- エ. 埋蔵文化財保存事業
- オ. アカウミガメ保護事業
- カ. 伝統文化継承事業
- キ. 民俗歴史資料保存事業
- ク. 文化施設整備事業

6 心身ともに健康な市民を目指すスポーツの振興

（スポーツ・レクリエーション）

■ 現況と課題

近年、余暇時間の増大、少子高齢化、高度情報化社会の急速な進展など、市民を取り巻く社会環境の変化は、市民のライフスタイルにも急激な変化をもたらしています。スポーツに対する意識の変化は、体力づくりや健康の保持増進にとどまらず、楽しみとして、生きがいとしてのスポーツ活動にも関心や欲求が高まっています。

本市では、体育協会を中心として、体育指導委員、スポーツ委員の協力のもと、各種大会、教室、講習会等の事業を推進しています。施設の維持管理については、その一部を御前崎市振興公社に委託をして運営していますが、指定管理者制度への移行が検討課題となっています。

また、市民が生涯にわたり、それぞれの体力や年齢、目的に応じて「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツ活動ができる環境を整備する必要性から、各地区の体育館を拠点として、「地域総合型スポーツクラブ」の設立も検討する必要があります。

■ 方針

市民が健康でスポーツに親しむ環境をつくるため、海洋性スポーツの充実や各種スポーツ施設の整備などを進めます。また、その活用を図るため、スポーツプログラムの充実と指導者の養成に努めるとともに、地域総合型スポーツクラブの設立を目指します。

主要な施策

①ひとり1スポーツ運動の推進

- ・ 体力、年齢、目的に応じたスポーツに親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 市民体育大会等を通じ、市民のスポーツ意識を図り、市民ひとり1スポーツを目指します。
- ・ 各地区の体育館を拠点として、スポーツ振興を図ります。
- ・ 地域の特性を活かした海洋性スポーツの充実を図ります。

②スポーツ施設の整備、改修

- ・ スポーツ施設の新設や老朽化した施設の改修を行います。

③スポーツ関係団体の育成、支援

- ・ 体育協会等の団体を育成、支援してスポーツの振興を図ります。

■ 主要な事業

7. スポーツ拠点づくり事業
1. 市民スポーツ大会支援事業
4. 体育施設整備事業
1. スポーツ団体支援事業



7 国際的視野を持った人が育つ環境の充実

(国際化への対応)

■ 現況と課題

近年は、市内在住の外国人が増加していますが、生活様式の違いから、ゴミ、騒音、町内会活動等において摩擦を生じています。また、外国人向けのサービスや交流の機会が少ないため、市内で暮らす外国人にとって、より暮らしやすく、市民と交流しやすいまちづくりが求められます。

また、今後は静岡空港が開港することから、国際化時代において国内外で活躍できる国際感覚を持った人材を育成することも大切です。

■ 方針

御前崎港や平成 21 年春に開港予定の静岡空港により、世界との交流が盛んになる中で、世界的視野に立った施策の展開や世界へ向けた情報発信に努めます。

また、市民と市内在住の外国人との交流を進め、相互理解を深めるとともに、在住外国人が市民の一員として、まちづくりのパートナーになるような施策を展開していきます。

主要な施策

①国際感覚の豊かな人材の育成

- ・海外派遣事業を通じて、子どもたちの国際感覚を養います。

②国際交流の推進

- ・国際交流協会等との連携により、国際交流に取り組みます。

③在住外国人支援体制及び市民との融和の確立

- ・外国語通訳者を配置し、在住外国人への支援を行います。
- ・国際交流協会等との連携により交流事業や在住外国人への支援を行います。

■ 主要な事業

7. 小中学生海外派遣事業
1. 国際交流団体支援事業
- ウ. 在住外国人と市民との交流事業
1. 在住外国人支援事業



8 男女が個性と能力を発揮できる社会の形成

（男女共同参画）

■ 現況と課題

わが国は、長い歴史の中で、男と女のあり方や役割などについて、日本特有の文化を育ててきました。しかし、国際化や少子高齢化が進展する中で、子育てや介護など新たな時代の変化や社会ニーズに的確に対応していくためには、男女共同参画社会の形成が急務となっています。

このため、人権尊重の視点に立ち、性別による固定的な役割分担意識に基づいた制度・慣行を見直し、男女が性別に差別されることなく、あらゆる分野に参画していける条件整備や意識改革を進める必要があります。

■ 方針

家庭、地域、職場等の様々な場面で、女性も男性も一人の人間として共に個性と能力を発揮できるよう、市民、行政及び企業が一体となって、その環境づくりに努めます。また、男女共同参画意識の啓発と高揚を図るとともに、女性の意見を政策や方針決定に反映させるため、委員会などの公職や職場の役職への女性の積極的登用を図ります。

主要な施策

①男女の人権を尊重する学習や教育の充実

- ・男女共同参画社会の周知、意識啓発、正しい理解のための学習会を開催します。

②家庭、地域社会への共同参画の推進

- ・男女共同参画社会の構築に向けて、男女共同参画行動計画を策定します。

③政策・方針決定の場への女性参画の拡大

- ・委員会などの公職や職場において、女性の役職への登用を積極的に進めます。

■ 主要な事業

7. 男女共同参画推進事業



第2章

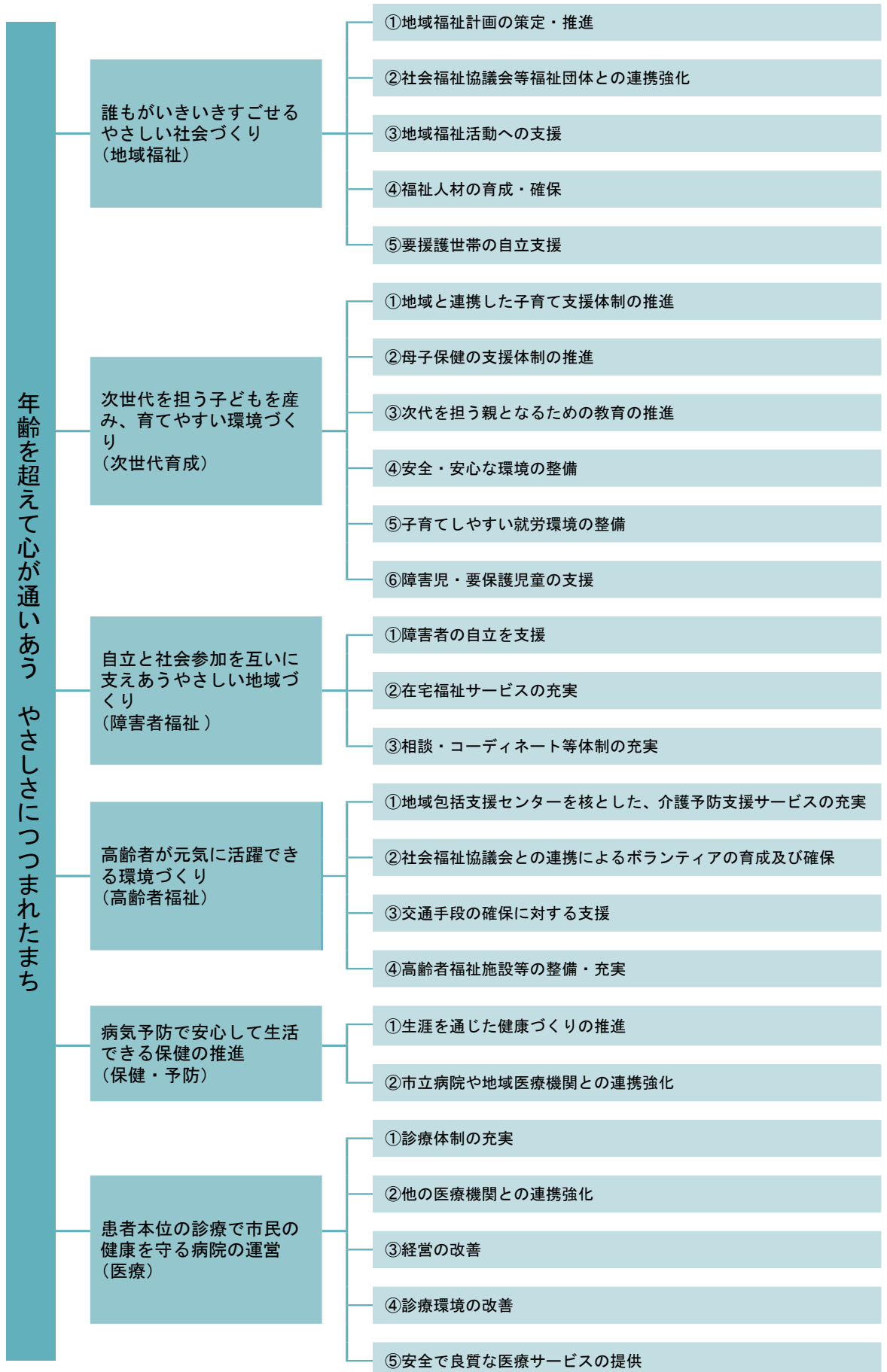
年齢を超えて心が通いあう やさしさにつつまれたまち (健康福祉)

「日本一の福祉のまち」を目指して、乳幼児から高齢者まで誰もが安心して暮らせる、やさしい心をもった福祉体制の充実したまちづくりを進めていきます。

また、市民の健康維持、増進を図るとともに、医療体制の充実にも努めます。



■ 施策の体系



1 誰もがいきいきと暮らせるやさしい社会づくり

(地域福祉)

■ 現況と課題

今日の社会福祉を取りまく環境は、少子高齢社会の到来、人々の価値観の多様化、成長型社会の終焉といった背景の中で、地域住民相互の社会的つながりの希薄化、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化するなど地域社会が変容しつつあります。このため生活不安やストレスが増大し、自殺やドメスティックバイオレンス(※)、虐待などが新たな社会問題となっています。とりわけ高齢者や障害者など支援を要する人々は一層厳しい状況下におかれています。

このため、福祉サービスや施策の一層の充実を図るとともに、市民が共に支え合う地域社会を形成していくことが求められています。

■ 方針

住み慣れた地域や家庭で市民が安心して自立した生活ができるように、社会福祉協議会をはじめとした福祉団体等と協力して地域福祉の充実した社会をつくりまします。

主要な施策

①地域福祉計画の策定・推進

- ・住み慣れた地域で誰もがその人らしく充実した生活が送れるような地域社会を推進するため、地域福祉計画を策定し、その推進に努めます。

②社会福祉協議会等福祉団体との連携強化

- ・民間による地域福祉推進の核となっている社会福祉協議会をはじめとする福祉団体との連携を強化し、地域の支え合いを推進します。

③地域福祉活動への支援

- ・民生児童委員協議会・各種地域団体等との連携により、地域福祉活動を支援します。

④福祉人材の育成・確保

- ・福祉に携わるボランティアの育成を図ります。

⑤要援護世帯の自立支援

- ・母子、障害者、高齢者、保護世帯等の自立を支援します。

■ 主要な事業

- ア. 社会福祉協議会等運営費補助事業
- イ. ボランティア活動支援事業
- ウ. 民生児童委員協議会活動支援事業
- エ. 地域組織活動育成事業
- オ. 扶助費支給事業
- カ. 自立支援プログラム導入事業

※ドメスティックバイオレンス：夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。場合によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使うこともある。

2 次世代を担う子どもを産み、育てやすい環境づくり

（次世代育成）

■ 現況と課題

出生率の低下により今後日本の人口は、減少時代になると予測されています。

本市も例外ではなく、県内の他の市町村に比べ出生率は高いものの、人口を維持するために必要とされる2.1人には達しておらず、人口減少による活力の減退が懸念されます。

こうした人口減少を抑え、活力あるまちづくりを進めるためには、次世代を担う子どもを産み育てやすい環境づくりが求められています。

■ 方針

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるため、母親の妊娠初期から乳幼児が就学するまで一貫した保健指導ができる体制を整備し、母子保健の充実を図ります。

また、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育など保育サービスの充実を図るとともに、子育てに関する適切なサービスが受けられるよう、相談支援体制の整備やその支援体制のネットワーク化を図ります。

主要な施策

①地域と連携した子育て支援体制の推進

- ・子育て支援センターの整備充実を図ります。
- ・保育サービスの充実を図ります。
- ・子育てサークルの支援とネットワーク化を進めます。

②母子保健の支援体制の推進

- ・子どもや母親の健康の保持、増進を促進します。
- ・子育て相談、親子サロンの充実を図ります。

③次代を担う親となるための教育の推進

- ・出産、育児を楽しめる心の教育を実施します。
- ・家庭や地域の子育て力の育成を図ります。

④安全・安心な環境の整備

- ・良質な居住環境の整備を進めます。
- ・安心して学び遊べるまちづくりを進めます。

⑤子育てしやすい就労環境の整備

- ・仕事と子育てが両立できるよう、事業所等への意識啓発を進めます。

⑥障害児・要保護児童の支援

- ・障害の早期発見、早期対処施策の充実を図ります。
- ・児童虐待防止対策の充実を図ります。
- ・ひとり親家庭等の自立支援を推進します。

■ 主要な事業

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ア. 子育て支援センター運営事業 | ク. 青少年健全育成サポート隊事業（再掲） |
| イ. ファミリーサポート設置事業 | ケ. 育児休業制度等の普及啓発事業 |
| ウ. 特別保育事業（一時・延長・障害児） | コ. 子育て支援ネットワーク事業（児童虐待・DV） |
| エ. 放課後児童クラブ事業 | カ. 母子家庭自立支援給付事業 |
| オ. 児童館活動事業 | シ. ひとり親家庭就労支援事業 |
| カ. 乳幼児健康診査事業 | |
| キ. 福祉体験交流事業 | |

3 自立と社会参加を互いに支えあうやさしい地域づくり

(障害者福祉)

■ 現況と課題

近年、核家族化や高齢化など、障害者を取り巻く状況が大きく変化し、支援を必要とする障害者やその家族が年々増加する傾向にあります。

今後は、こうした障害のある人についての正しい知識の啓発を図り、社会的偏見や誤解の解消を図るとともに、障害のある人の年代別の生活状況に応じた各種サービスの提供や支援体制を進め、自立と社会参加を促進することが求められています。しかし、地域での自立した生活を支えるための在宅支援サービスが、質・量とも需要に追いついていかない状況もあるため、いっそうの充実が必要となっています。

■ 方針

障害のある人の家庭の状況に応じて適切なサービス・助成を受けることができる福祉サービスの充実を図るとともに、ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人の自立と社会参加と市民の理解促進に努めます。

主要な施策

①障害者の自立を支援

- ・就職を仲介、斡旋するハローワークと連携を図り、就労支援を行います。
- ・授産施設、作業所等の整備を進めます。

②在宅福祉サービスの充実

- ・地域で自立した生活ができるよう在宅福祉サービスを充実させます。

③相談・コーディネート等体制の充実

- ・ケアマネージャー等専門的な人材を育成・確保します。

■ 主要な事業

- ア. 心身障害者授産施設運営補助事業
- イ. 障害者就労支援事業
- ウ. 障害者支援事業
- エ. 障害者医療費等助成事業
- オ. 手話通訳者派遣事業
- カ. 発達障害者支援事業
- キ. 精神保健福祉相談事業
- ク. ケアマネジメント従事者研修事業

4 高齢者が元気に活躍できる環境づくり

（高齢者福祉）

■ 現況と課題

急速に高齢化が進展する中で、高齢者がいつまでも健康で過ごすためには、介護予防施策が極めて重要となっていきます。また、高齢者が充実した日常生活を営むためには、円滑な移動手段の確保を図り、高齢者が積極的に行動できる支援体制が重要です。

■ 方針

高齢者がいつまでも元気に住み慣れた地域で暮らし、仕事や学習、スポーツ、地域活動などに参加し、生きがいをもって生活がおくれるよう、人材育成や各種福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者福祉施設、介護保険施設などの整備に努めます。

主要な施策

- ①地域包括支援センター（※）を核とした、介護予防支援サービスの充実
 - ・介護予防事業等の充実と支援の推進を図ります。
- ②社会福祉協議会との連携によるボランティアの育成及び確保
 - ・社会福祉協議会との連携によるボランティアの育成と登録されている各種ボランティアの有効活用を進めます。
- ③交通手段の確保に対する支援
 - ・循環バス等、交通手段の効果的な支援策を検討します。
- ④高齢者福祉施設等の整備・充実
 - ・高齢者福祉施設等の整備・充実を進めます。

■ 主要な事業

- ア. 高齢者の体力維持事業（健康器具等利用）
- イ. 転倒防止事業
- ウ. 栄養改善・口腔ケア指導事業
- エ. 認知症予防事業
- オ. 福祉タクシー利用料金助成事業
- カ. 高齢者福祉施設等支援事業
- キ. 保健福祉センター機能の充実と総合的ケアサービスの提供
- ク. 在宅高齢者支援事業

※地域包括支援センター：公平・中立な立場から、地域における高齢者の総合相談・支援、介護予防マネジメント及び包括的・継続的マネジメントを担う中核機関

5 病気予防で安心して生活できる保健の推進

(保健・予防)

■ 現況と課題

本市においても平均寿命が延びる一方で、不規則な生活習慣の積み重ねから発症する生活習慣病が増加しています。三大死因であるがん、脳血管疾患、心臓疾患に加え、糖尿病などの生活習慣病は、寝たきりや認知症などの重大な障害につながる恐れがあります。こうした、生活習慣病は、適切な食事や運動不足の解消、ストレスコントロールなど健康的な生活リズムに改善することで危険因子を減少させ、病気の発症や進行を防止することができます。しかし、生涯を通じての疾病予防や健康の保持増進といった市民の関心はあまり高くないのが現状です。そのため、生活習慣病になる危険因子を抱えて生活している人たちが多くいます。今後は、一次予防を積極的に推進するとともに、人それぞれのライフサイクルにあわせた生活改善を支援していくことが重要です。

■ 方針

病診連携を促進し、病気の早期発見・治療を可能とする初期受診の充実を図ります。

また、周辺病院との連携体制をとるとともに、地域保健施設(保健センター)を核として病気予防、健康づくりに努めます。

主要な施策

①生涯を通じた健康づくりの推進

- ・健康診査、保健指導による母と子の健康の保持増進を進めます。
- ・生活習慣病の予防、こころの健康づくりを推進します。
- ・幼児の、う蝕予防を図り、歯周病予防も含め8020運動(※)を推進します。
- ・小児期からの食生活の改善や運動習慣者の増加を促進し、生活リズムの安定化を目指します。

②市立病院や地域医療機関との連携強化

- ・医療体制の整備を図り、適切で迅速な医療の充実を図ります。
- ・医療機関へのスムーズな引き継ぎと治療の継続により生活習慣病を予防します。

■ 主要な事業

- ア. 基本健診事業
- イ. 小児生活習慣予防事業
- ウ. 生活習慣改善事業
- エ. フッ素塗布・洗口事業
- オ. 食育事業

※8020運動：高齢社会において80歳という長寿に達しても20本以上の自分の歯を保つことによって豊かな生活を通して、健康で幸せな日常生活を送ることを目指した運動をいう。

6 患者本位の診療で市民の健康を守る病院の運営

（医療）

■ 現況と課題

臨床研修制度の必修化により、地方病院では医師不足が大きな問題となっています。市立病院においても常勤医師の不足は深刻で、非常勤医師の採用等により対応に努めていますが、現状維持が困難な状況となっており、医師の確保が緊急かつ重要な課題となっています。

医師不足は、病院経営にも大きな影響を及ぼし、入院、外来患者の減少により医業収益が減少しており、財源の確保と財政運営の改善が必要となっています。

昭和61年の開院から長年が経過し、設備の改修や医療器機の更新等が必要となっていますが、今後も厳しい財政状態が続くことが予想されることから、財源に配慮した計画的な取り組みが必要となります。

■ 方針

地方における自治体病院を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、地域の中核病院として住民の要望にこたえるため、基本理念や基本方針に基づき、患者本位の温かで信頼される質の高い医療を提供し、住民の健康増進に努めます。

主要な施策

①診療体制の充実

・病院の中長期計画を策定し、それに基づいた診療体制の見直しと整備・充実を行います。

②他の医療機関との連携強化

・地域医療の充実と医療機関の役割分担を図るため、他の医療機関との連携の強化を図ります。

③経営の改善

・中長期計画に基づく経営の自立化を目指すため、経営診断等により改善計画を策定します。

④診療環境の改善

・施設及び医療機器等の老朽化と患者ニーズに対応するため改善します。

⑤安全で良質な医療サービスの提供

・信頼される質の高い医療を提供するため、職員の資質向上を図ります。

■ 主要な事業

7. 医療従事者確保事業
1. 病診、病病連携（※）推進事業
9. 病院施設整備事業
1. 医療機械備品整備事業

※病病連携：地域住民に効率的かつ効果的な医療を連続して提供するために、「病院」と「病院」の連携により、各医療機関の機能を分け、それぞれの役割を補完し合う形で地域医療ネットワークを構築するシステム

第3章

地域と人のコミュニティで守る安全・安心なまち

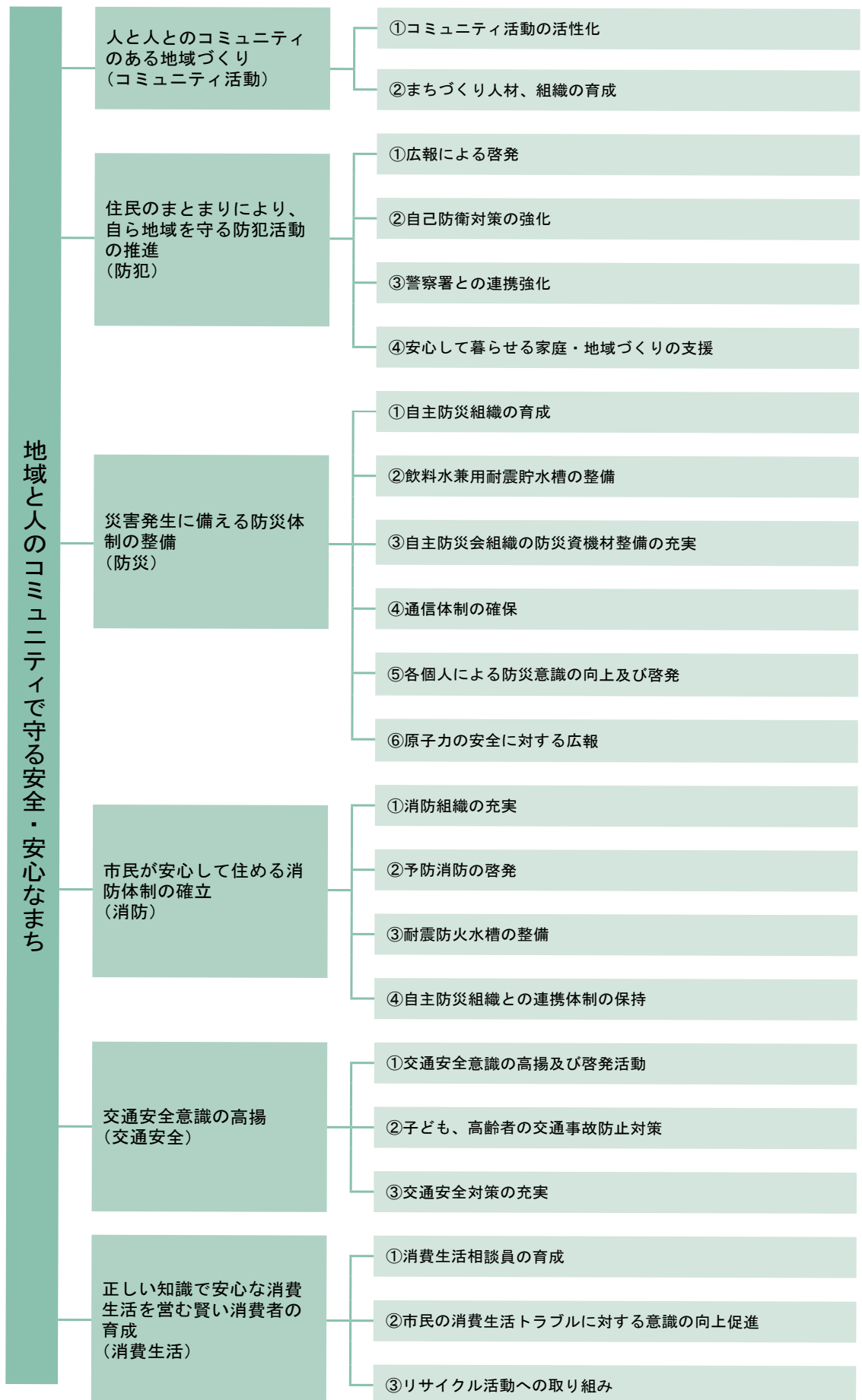
(市民生活)

予想される東海地震などの災害や事故から市民の生命・財産を守るため、地域防災計画に基づき日常の安全対策や災害発生時の迅速な情報提供ができるよう防災活動に取り組みます。

また、増加する高齢者の交通事故や盗難・詐欺などに対して、交通マナーや住民の防犯意識の向上を図るとともに、地域におけるコミュニティ活動を強化し、安全で安心なまちづくりを進めます。



■ 施策の体系



1 人と人とのコミュニティのある地域づくり

(コミュニティ活動)

■ 現況と課題

高齢世帯や低年齢層に対する犯罪の増加や大規模災害への備えなど身近な地域課題に対処するためには、日常生活の基盤を支えるコミュニティの役割が重要となっています。今後、住民相互の交流や連携を一層促進し、若年層の参加、男女共同参画型のコミュニティの形成、自主的なコミュニティ活動の促進が必要です。

本市には、地域コミュニティ活動の拠点として地区公民館がありますが、浜岡地域と御前崎地域では運営方法が異なるため、それぞれの特色を生かしながら統一することが必要となっています。また、厳しい財政下でのコミュニティ活動支援のあり方を検討する必要があります。

■ 方針

地域や町内会等でのあいさつ運動や小さな親切運動を通じて人と人との絆を強め、地域住民が協力し合って住みよい環境づくりや地域文化の向上を図るため、自主的なコミュニティづくり事業への支援や地域コミュニティリーダーの育成に取り組みます。

また、地区公民館は、地域コミュニティ活動拠点として、住民が主体となって多方面の活動ができる地区コミュニティセンターとしての活用を促進します。

主要な施策

①コミュニティ活動の活性化

- ・自主的に行うまちづくりに関する事業や活動に対して支援します。

②まちづくり人材、組織の育成

- ・コミュニティリーダーの育成や情報提供、研修会や交流会の開催に努めます。

■ 主要な事業

- ア. コミュニティ活動支援事業
- イ. コミュニティリーダー育成事業
- ウ. 研修会・交流会開催事業

2 住民のまとまりにより、自ら地域を守る防犯活動の推進

（防犯）

■ 現況と課題

生活様式の多様化、都市化や国際化などの社会情勢の変化に伴い、情報機器を悪用した犯罪や子どもや高齢者を狙った犯罪、青少年による犯罪、外国人による犯罪など手口も多様化・巧妙化しています。犯罪を防ぐためには、地域における防犯体制が重要ですが、最近では、地域の連帯感が薄れ地域ぐるみの防犯体制づくりが難しくなっているところも出てきています。

本市では、青少年健全育成の観点から、各地区に「青少年健全育成推進委員会」が公民館長を委員長にして組織され、地域住民が一体となった、あいさつ運動等が展開されています。

今後は、市民の防犯に対する自己防衛意識の啓発を図るとともに、各地区で結成された「青少年健全育成サポート隊」を主体として、地域ぐるみで防犯対策に取り組んでいくことが重要です。

■ 方針

学校・家庭・地域が連携し、声かけや見回りなどまちぐるみで子どもを守り育てる運動を展開します。

地域住民が安心して暮らせるよう、市民、学校、事業者、警察、市が一体となって防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを進めます。

主要な施策

① 広報による啓発

- ・CATV、同報無線での広報活動に努めると共にリーフレットの配布をします。

② 自己防衛対策の強化

- ・警察署による講演会、研修会（勉強会）を随時開催します。

③ 警察署との連携強化

- ・警察署から、事件等の最新情報の提供を得られるよう連携を取ります。

④ 安心して暮らせる家庭・地域づくりの支援

- ・地域で子どもを守り育てる事業を推進します。

■ 主要な事業

7. 防犯灯設置及び補助事業
- イ. 青少年健全育成事業（再掲）
- ウ. 市内巡回指導事業

3 災害発生に備える防災体制の整備

(防災)

■ 現況と課題

本市では、津波訓練、総合防災訓練、地域防災訓練及び原子力防災訓練などを定期的に行い、災害発生時に備えています。しかし、東海地震説が発表されてから30年近くが過ぎ、住民の防災意識が薄れてきており、自主防災会の訓練においても、取り組みに地域格差が見られる状況です。

地震発生後の避難生活を維持するために、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を進めています。今後も計画的に整備を進めていくとともに、設置場所の選定に際しての優先順位を検討していくことが必要です。

防災倉庫・防災ポンプなどの資機材整備は、市の補助金を活用し、各地区において整備が進められています。しかし、取り組みに地域格差が出ている状況にあり、今後更に全地区への普及を進める必要があります。

本市では、災害発生時にリアルタイムに防災情報を提供するため、同報無線、地域防災無線の活用をしています。しかし、現在は旧町時代の2局による運用をしており、一体化が出来ていないため、今後市内同時に同じ内容の情報を提供するためにも一体化が必要となっています。

■ 方針

台風や地震、風水害や万一の原子力発電所の事故に備え、国・県・市・事業所・防災関係機関及び市民が一体となって防災対策に当たる体制を整備するとともに防災マニュアルを作成し、訓練を実施します。

地震災害等に備え、飲料水兼用耐震性貯水槽や自主防災会の資機材等を整備し、津波対策としての避難路を確保するとともに、CATVを通じて、避難誘導などの迅速な情報提供や防災意識の啓発を図ります。

同報無線、地域防災無線システムのデジタル化により、安定した通信体制を確保します。

また、原子力発電所が立地する本市においては、国の原子力安全対策に基づき、原子力災害の防止と安全管理を徹底させます。万一の事故に対しては、静岡県浜岡原子力防災センターを防災拠点とし、迅速な対応により、災害の拡大を防ぐことができるように備えます。

主要な施策

① 自主防災組織の育成

- ・自主防災組織への運営費等の支援を行います。

② 飲料水兼用耐震貯水槽の整備

- ・非常用飲料水として整備します。

③ 自主防災会組織の防災資機材整備の充実

- ・地域に応じた防災資機材の整備を充実します。

④ 通信体制の確保

- ・戸別受信機やCATVを活用し、情報手段の一体化を図ります。
- ・防災無線の整備を行います。

⑤ 各個人による防災意識の向上及び啓発

- ・「自らの命は自ら守る」を基本に防災意識を高めます。

⑥ 原子力の安全に対する広報

- ・原子力発電所に関する知識の普及と市民の安全の確保に関する調査を行います。

■ 主要な事業

- ア. 自主防災組織育成交付金事業
- イ. 大規模地震対策事業
- ウ. 自主防災会支援事業
- エ. 防災行政無線・戸別受信機整備事業
- オ. 地域防災無線整備事業
- カ. 避難所標識設置事業
- キ. 原子力広報安全等対策事業

4 市民が安心して住める消防体制の確立

(消防)

■ 現況と課題

火災や地震から市民の生命・身体及び財産を守り、市民が安心して生活できるまちにするためには、迅速適切に対応する消防体制が重要な役割を担っています。

しかし、近年では、本市の消防団においても、団員にサラリーマンが多いため緊急時の対応ができないことや、団員そのものの確保が困難になってきているため、消防団組織の見直しが求められています。

現在、予防消防の広報活動、啓発に努力をしていますが、いまだに不注意からくる火災等が多く発生しているので、防火意識の向上のためなお一層の広報・啓発活動が必要となっています。

消防水利を確保するため、耐震防火水槽の整備を進めていますが、今後更に、設置のための用地確保の選定などを進めていくことが必要です。

また、建物の高層化や火災の多様化等により、はしご車や科学消防車等特殊消防力の整備充実が迫られています。なお、導入にあたっては近隣市などとの広域的な連携・協力が必要です。

■ 方針

市民の生命・身体・財産を守るため、消防設備や消防署、消防団の充実を図ります。また、消防本部と消防団との緻密な連携体制の保持、それに伴う消防組織の充実を計画的・段階的に進めていき、市民が安心して住めるまちづくりを目指します。

主要な施策

①消防組織の充実

- ・消防団組織の充実を計画的・段階的に進めるとともに、消防署の充実を図ります。

②予防消防の啓発

- ・消防団による予防消防の呼びかけを実施します。

③耐震防火水槽の整備

- ・耐震防火水槽の整備を計画的に進めます。

④自主防災組織との連携体制の保持

- ・避難支援等を実施するにあたり、自主防災会との連携強化を図ります。

■ 主要な事業

7. 消防団活動事業
4. 消防防災施設整備事業

5 交通安全意識の高揚

（交通安全）

■ 現況と課題

モータリゼーションの発達に伴い交通量は増加し、高齢者や子どもの交通事故などの危険性はますます高まっています。また、自動車運転者の無謀運転や歩行者・自転車の交通ルールの無視など、モラルの低下による交通事故が後を絶たないため、警察署をはじめ交通安全機関との連携を図るとともに、市民と行政が一体となった交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備を図っていく必要があります。

本市では、交通指導隊及び交通安全母の会による交通安全活動を進めていますが、各地区において人員の確保が難しくなっています。

今後、高齢化社会の進行とともに、身体機能の低下に起因する高齢者の交通事故防止が重要な課題となっています。

■ 方針

交通事故総量の削減、交通死亡事故ゼロを目指し、市民の協力による交通指導隊が行う交通安全活動などを通して交通安全意識を高める啓発事業を進めます。また、増加傾向にある高齢者や子どもの交通事故についての防止対策を重点的に推進し、人にやさしい交通環境を整備します。

主要な施策

①交通安全意識の高揚及び啓発活動

- ・交通指導隊及び交通安全会による交通安全活動を実施します。

②子ども、高齢者の交通事故防止対策

- ・増加傾向にある子ども、高齢者の交通事故防止対策として交通安全教室等を実施します。

③交通安全対策の充実

- ・交通安全施設の整備・充実を図ります。

■ 主要な事業

7. 交通安全普及啓発事業
1. 交通安全施設整備事業

6 正しい知識で安心な消費生活を営む賢い消費者の育成

(消費生活)

■ 現況と課題

I T化など時代の変化に伴い、様々な新しい手口の犯罪が全国的に急増しています。本市においても、市民からの被害相談件数が年々増加し、またその内容も複雑化しています。今後、消費者被害を未然に防いだり最小限に食い止めるために、消費生活相談員が常に新しい犯罪に対処できるよう、指導・育成に努めるとともに、市民の消費生活トラブルに対する意識の向上を促進させていく必要があります。

■ 方針

市民が、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、相談体制の充実を図り、消費者被害を未然に防止します。また、資源の有効利用やエネルギーの節約、商品サービス、産地や消費期限表示等、消費に関する知識の普及・啓発のための情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を行います。

主要な施策

①消費生活相談員の育成

- ・消費生活相談員が新しい手口の犯罪に対応するため、国及び県が主催する研修会等に参加し知識の向上を図ります。

②市民の消費生活トラブルに対する意識の向上促進

- ・市内の各団体を対象にした消費生活講座や、市消費者グループによる街頭キャンペーン等の啓発活動を通し、市民の消費生活トラブルに対する意識高揚を図るとともに相談窓口の周知の徹底を図ります。

③リサイクル活動への取り組み

- ・外食産業やスーパー等への資源のリサイクル活動の推進を図ります。

■ 主要な事業

- ア. 消費生活相談員育成事業
- イ. 消費者問題に関する啓発活動事業
- ウ. リサイクル活動促進事業



第4章

自然環境と共生する産業豊かなまち

(産業)

農業は、特産のお茶・イチゴ・花きをはじめとした農産物の生産性・収益性の向上を目指し、近代化・システム化を図るとともに、地産地消による地場製品の販売促進と情報発信による地域ブランド化を推進します。

水産業は、観光漁業を視野に入れながら、つくり育てる漁業への転換を図っていきます。

工業は、御前崎港や安価な電力を活用した産業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致を進め、多様な就業構造を有する産業のまちづくりを推進します。

商業は、中心市街地へ集積する商業施設と既存の小売店舗の連携を強め、回遊性のある商店街を形成することで、活気ある商業のまちづくりに努めます。

観光面では、マリレジャーをはじめ、新市の豊かな自然・歴史・文化資源を活かしながら、農業、漁業、工業などの産業と結びつけて、交流人口の拡大を図ります。



施策の体系

自然環境と共生する産業豊かなまち

豊かな海や施設を活かした体験交流型観光地づくり
（観光）

- ①観光交流拠点の充実
- ②食の舞台で交流促進
- ③宿泊滞在と農業・漁業体験・野外体験等のネットワーク化の促進
- ④環境創造と多様な地域資源の活用
- ⑤誘客イベントと地域情報発信の充実
- ⑥地域の素材を活かした学習体験

先端のまちの特色を活かした食による農林水産業の振興
（農林水産業）

- ①高効率化を目指した農業生産基盤の強化と地域ブランドの確立
- ②高品質な畜産業の振興
- ③栽培漁業の推進

既存産業の活性化と新規産業の誘致による多様な産業振興
（工業）

- ①既存進出企業への支援
- ②企業誘致の推進
- ③工業団地の整備
- ④多様な就業構造の形成
- ⑤工業用水の整備
- ⑥産学官のネットワークの形成

港を活かした人・物・情報の交流
（港湾振興）

- ①利用促進活動の推進
- ②港湾関係団体等との連携による港湾整備の促進
- ③各産業と連携した賑わいのある港づくり
- ④港湾を利用する企業の誘致

明るく活気ある商業の推進
（商業）

- ①回遊性のある商業地形成
- ②中心商店街活性化への取り組み
- ③新商業システムへの取り組み
- ④商店街の再構築の検討
- ⑤憩いの場の整備
- ⑥後継者の育成

1 豊かな海や施設を活かした体験交流型観光地づくり

(観光)

■ 現況と課題

本市には、御前埼灯台、マリパーク御前崎、御前崎海岸、浜岡砂丘などの全国的に有名な観光資源のほか、農業・水産業の体験施設等が多くあります。しかし、観光客は年間260万人余りと一昔前と比べて約半分まで減少し、“観光のまち御前崎”にとっては、厳しい状況となっています。

一方、本市では既に整備されている御前崎港や、整備が進められている東名高速道路に接続される地域高規格道路、静岡空港などの広域交通ネットワークを形成することにより、新たな交流人口の増加が期待されます。今後は、これらの広域交通ネットワークを活用し、“体験と食の舞台「おまえぎき」”などをテーマにして体験交流型の観光振興を図っていくことが望まれます。

また、本市には、天然記念物である「アカウミガメの産卵地」が存在するなど、海の自然を活かした体験教室等を開催し、観光と教育が連携した取り組みを進めることなども考えられます。

その他、民宿等に宿泊する大学等のスポーツ合宿を積極的に誘致し、整備された御前崎運動場やその他の体育施設の積極的な利用を進め、合宿場所としての定着を促進していくことが必要です。

なお、地域資源を活用した体験交流型観光の推進にあたっては、漁業者や地域住民との間にトラブルを起こさないような配慮が求められます。

■ 方針

本市の海洋に囲まれた豊かな水辺環境を活かし、体験交流型観光地を目指す「ブルーツーリズム」のまちづくりを推進します。

マリパーク御前崎、御前崎ロングビーチ、白砂青松の浜岡砂丘など豊かな水辺環境を活かし、海水浴、ボードセーリング、ウィンドサーフィンなど、海洋スポーツの体験観光を推進します。また、アカウミガメの産卵地見学、磯遊び、磯釣り、体験漁業など滞在して過ごせるまちづくりを推進します。

さらに、市内に整備されている体育施設を利用したスポーツ合宿、小中学生を対象とした体験漁業合宿、自炊つき素泊まり民宿などを支援するとともに、観光釣り船組合、地料理店、直売所等とのネットワークの形成などにも取り組みます。

主要な施策

①観光交流拠点の充実

- ・あらかわふる里公園、桜ヶ池、浜岡砂丘、マリパーク御前崎、御前埼灯台などの観光交流施設のネットワーク化や魅力あるウォーキングコースの整備など観光施設の充実を図ります。

②食の舞台で交流促進

- ・御前崎の郷土料理「ガワ」や遠州夢咲牛など地元の「食」と「味覚」を観光資源とし、その舞台づくりを進め食の交流を促進します。
- ・地産地消運動の展開を図るため、農産物・水産物直販施設の充実や野外施設などの整備を促進します。

③宿泊滞在と農業・漁業体験・野外体験等のネットワーク化の促進

- ・観光農園を活用した農業体験、釣船を活用した漁業体験、自然を活用した野外体験等と連携したテーマ民宿などを構築し、そのネットワーク化を図ります。

④環境創造と多様な地域資源の活用

- ・自然と歴史が融合する拠点「桜ヶ池」周辺の整備、朝日・夕日などの景観やふるさとの川に自然を呼び戻し環境再生を図るとともに、地域の史跡を活用した御前崎「自然と歴史の道」のネットワーク化を図ります。

⑤誘客イベントと地域情報発信の充実

- ・マリンスポーツ大会や伝統ある「だっくら」、「桜ヶ池納櫃祭」、「御前崎の花火」などの誘客イベントを更に充実させるため、マスメディアを活用し地域のPRに努めます。また、コンサート等新たな誘客イベントを誘致します。

⑥地域の素材を活かした学習体験

- ・アカウミガメやホタルの観察、ヒラメの放流体験などを活かして体験学習の機会を提供します。

■ 主要な事業

- ア. 観光施設整備事業
- イ. 観光案内看板設置事業
- ウ. 観光交流推進事業
- エ. マリンスポーツ推進事業
- オ. 地場産品・食の開発事業
- カ. 観光農園等施設整備事業

2 先端のまちの特色を活かした食による農林水産業の振興

(農林水産業)

■ 現況と課題

本市の農業は、耕作放棄や後継者不足などにより農地の荒廃化が進行しており、土地の有効利用や景観的な面でも問題となっており早急な対応策が求められています。

また、土地利用型農業から施設利用型農業への移行による余剰農地が発生しており、その有効活用も課題となっています。

畜産業は、優れた技術に育まれた畜産が行われる一方で、牛、豚とも農家戸数、飼養頭数ともに減少傾向にあります。

住宅地の拡大に伴い、混住化の進展や経営規模の拡大等により、畜産公害等の環境汚染問題も生じており、畜産ふん尿等の有機資源循環型システム構築を検討することが必要となっています。

漁業は、平成6年頃から磯焼け現象が顕在化し、海藻群落のほとんどが消失している状態にあります。このため漁場の環境整備が緊急の課題となっています。

遠洋・近海かつお船の操業隻数は、漁船員不足や相次ぐ燃料高騰に伴い最盛期の1/4に減少しており、効果的な後継者対策が求められています。

■ 方針

本市には、お茶や施設野菜であるイチゴ、メロン、砂地を活かした落花生、サツマイモ、大根などの露地野菜や、カスミソウ、ユリなどの花き、水稻等豊かな農産物があります。また、御前崎港で水揚げされるカツオやシラスなど新鮮な水産物もあります。これらの農水産物は御前崎港の海鮮なぶら市場をはじめとする水産物販売所やあらさわふる里公園内の直販施設等において買物や食事を可能とし、地産地消による安全な食の提供と情報発信によるブランド化を進めます。

また、あらさわふる里公園を拠点として田植の体験、貸農園など体験交流型観光農業を進めます。

主要な施策

① 高効率化を目指した農業生産基盤の強化と地域ブランドの確立

- ・新規就農者を積極的に受け入れます。
- ・露地野菜の振興を図り、遊休農地の減少に取り組みます。
- ・認定農業者等への農用地の集積や団地化を促進し、生産性の向上を図ります。
- ・生産効率の高い区画の造成や大型機械が対応可能な面的整備を進めます。
- ・地産地消による食の提供と重点作目の地域ブランド確立を進めます。
- ・あらさわふる里公園を農産物等販売促進施設として有効活用を進めます。
- ・環境にやさしい栽培技術の確立・普及を進めます。

② 高品質な畜産業の振興

- ・繁殖和牛の導入を図ります。
- ・飼料自給率の向上を図ります。
- ・静岡型銘柄豚の普及を進めます。
- ・有機資源循環型システムの構築を進めます。

③ 栽培漁業の推進

- ・磯焼けに伴う藻場の復元に取り組みます。
- ・新規漁業研修生の受入れを進めます。
- ・つくり育てる栽培漁業を推進します。

■ 主要な事業

- ア. がんばる新農業人支援事業（新規就農者受入れ事業）
- イ. 畑作振興事業
- ウ. 水田高度利用推進事業
- エ. 茶業振興事業
- オ. 農業農村整備事業
- カ. 減農薬、有機栽培推進事業
- キ. 畜産振興事業
- ク. 繁殖和牛導入事業
- ケ. 飼料増産対策事業
- コ. 有機資源リサイクル事業
- サ. 水産振興事業
- シ. 地先型増殖場造成事業
- ス. 海外研修生受入れ事業
- セ. 資源増大推進普及事業

3 既存産業の活性化と新規産業の誘致による多様な産業振興

(工業)

■ 現況と課題

本市の工業は、御前崎港を中心とした物流産業の集積や池新田工業団地などを中心とした金属製造業、化学工業の立地が進んでいるほか、既存製造企業による増設も進められていますが、白羽工業団地では、用地を取得したものの工場建設が進まない状況も見られます。

平成15年の工業統計によると、周辺3市と比較した本市の割合は、就業者数が8%、製造品出荷額で4%と少なく、企業立地が十分進んでいないことから、若者の就業の場も限定されています。そのため、大学進学などで、市外に出て行った若者が市内に戻り、定住できるような就労の場の確保が課題となっています。

また、用途地域にある既存工場の移転や、新規進出企業に対する新たな工場用地の確保が望まれています。

■ 方針

新規産業として、電源地域の優位性を活かし、電力を活用する産業や自然エネルギー研究関連企業、新時代にふさわしい情報ソフト産業、港を活かした物流産業などの誘致に努めます。

また、地元企業の活性化を図り、就労の場を確保するため、荒廃農地等を活用した工業団地の整備を検討し、市街地の用途指定区域内にある工場の再配置を促進するとともに、新たな企業の誘致を進め、多様な就業構造を有するまちづくりを推進します。

主要な施策

①既存進出企業への支援

- ・地元（既存）企業の育成及び活性化を推進します。

②企業誘致の推進

- ・電源地域の優位性と御前崎港を活かした工業誘致を推進します。

③工業団地の整備

- ・荒廃農地等の有効活用による工業団地の整備を検討します。
- ・用途指定区域内の工場再配置と進出企業に対応した工業団地の整備を進めます。

④多様な就業構造の形成

- ・物流産業等、港を活用した新たな企業誘致を進め多様な就業構造の形成を図ります。

⑤工業用水の整備

- ・工業用水の確保に努めます。

⑥産学官のネットワークの形成

- ・地元の中小企業の製品開発や、技術開発などのマーケティングを行うために、企業の有効な外部の経営資源として、大学と県内支援機関とのネットワークを形成する。

■ 主要な事業

- ア. 企業誘致推進事業
- イ. 電源地域振興促進事業
- ウ. 工業団地適地調査事業
- エ. 工業団地造成事業
- オ. 工業用水調査事業
- カ. 産学官ネットワーク形成事業

4 港を活かした人・物・情報の交流

（港湾振興）

■ 現況と課題

御前崎港は、静岡県中・西部地域の物流拠点として位置付けられ、県の新しい海のゲートウェイとして期待されています。

平成16年1月には水深14mの多目的国際ターミナルの供用が開始され、定期コンテナ船が就航しましたが、本港の更なる発展と振興を図るため、引き続き利用促進活動を積極的に展開します。

港湾整備については、静穏度を保つための東・西防波堤の整備促進や、物流コストの削減と荷役作業に対する効率面等からコンテナターミナル2バース目の早期着手が望まれています。

また、港湾と連携した地域産業の振興やモーダルシフト（※）を推進するため、金谷御前崎連絡道路等本港周辺の広域交通網の早期完成が課題となっています。

■ 方針

静岡空港及び第二東名自動車道を金谷御前崎連絡道路により御前崎港と接続し、高速交通ネットワークを形成し、県中西部の多目的国際ターミナルとして御前崎港の活用を促進します。

アクセス道路や港湾周辺整備を進め、物流産業など港湾を利用する企業の誘致などにも取り組めます。

また、港湾関係団体等と連携し、官民が一体となって、ポートセールス活動を推進し、港湾を利用する企業の誘致を図り、賑わいのある港づくりに努めます。

主要な施策

①利用促進活動の推進

・背後圏の荷主企業に対して、御前崎港のPR及び情報交換等を実施します。

②港湾関係団体等との連携による港湾整備の促進

・港湾の整備促進、振興のため、港湾関係団体等と協調し関係機関等への要望活動を行います。

③各産業と連携した賑わいのある港づくり

・静岡空港や地域高規格道路の整備により、陸・海・空の国際的な交通ネットワークの広がりが可能となるため、観光・商業等の産業と連携し賑わいのある港づくりを進めます。

④港湾を利用する企業の誘致

・本市への企業立地の優遇制度をPRするとともに、港湾を利用する企業の積極的な誘致活動を推進します。

■ 主要な事業

7. 御前崎港利用促進事業
- イ. 御前崎港整備促進事業
- ウ. 広域交通網の整備促進事業
- エ. 港湾周辺賑わい創出事業
- オ. 企業誘致推進事業（再掲）

※モーダルシフト：輸送方式を転換すること。環境を保全し、また労働力不足を補うために、トラックから鉄道・船舶など大量一括型の方式への移行をいう。

5 明るく活気ある商業の推進

(商業)

■ 現況と課題

本市の商業の現状は、平成16年商業統計によると事業所数403、従業者数2,463人、年間商品販売額428億円となっており、低迷が続いています。国道150号に沿道型商業施設が進む一方で、既存商店街の小売店舗の衰退が見られます。

このため、大型店舗と既存商店街の専門小売店舗の育成を図り、回遊性をもった商店街を形成することが必要です。

■ 方針

国道150号沿いの沿道型商業施設と既存商店街の小売店舗を結ぶネットワーク化を進め、楽しく買物ができる回遊性をもった商店街を形成し、活気ある商業のまちづくりを推進します。

また、特産品開発事業を支援し、オリジナル商品を開発、販売できる地元商店を育成することで、その活性化を図ります。

主要な施策

①回遊性のある商業地形成

- ・沿道型商業施設と市内の既存商店街を結ぶネットワークを進め、回遊性をもった商店街を育成します。

②中心商店街活性化への取り組み

- ・中心商店街の活性化を目指して、駐車場の整備、TMO（※）の導入などの検討を進めます。

③新商業システムへの取り組み

- ・CATVによる商店街の市内宅配システムの導入など次世代に対応した商業の可能性の検討を進めます。

④商店街の再構築の検討

- ・都市計画道路の整備に伴う商店街の再構築を進め、商業集積ゾーンの可能性の検討を進めます。

⑤憩いの場の整備

- ・市の中心部に娯楽や憩いの場となる小公園の機能をもった商業施設の導入を進めます。

⑥後継者の育成

- ・若い意欲的な後継者の育成に努め、研究グループの結成を進めます。

■ 主要な事業

7. 商工業振興対策活性化事業
- イ. 商工業振興資金利子補給金事業
- ウ. 商業環境施設整備事業

※TMO：Town Management Organization の略で、まちづくりをマネージ（運営・管理）する機関をいう。様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整しプロデュースする。施設の整備・運営主体となることもある。



第5章

人が集い定住する ゆとりとにぎわいの拠点となるまち

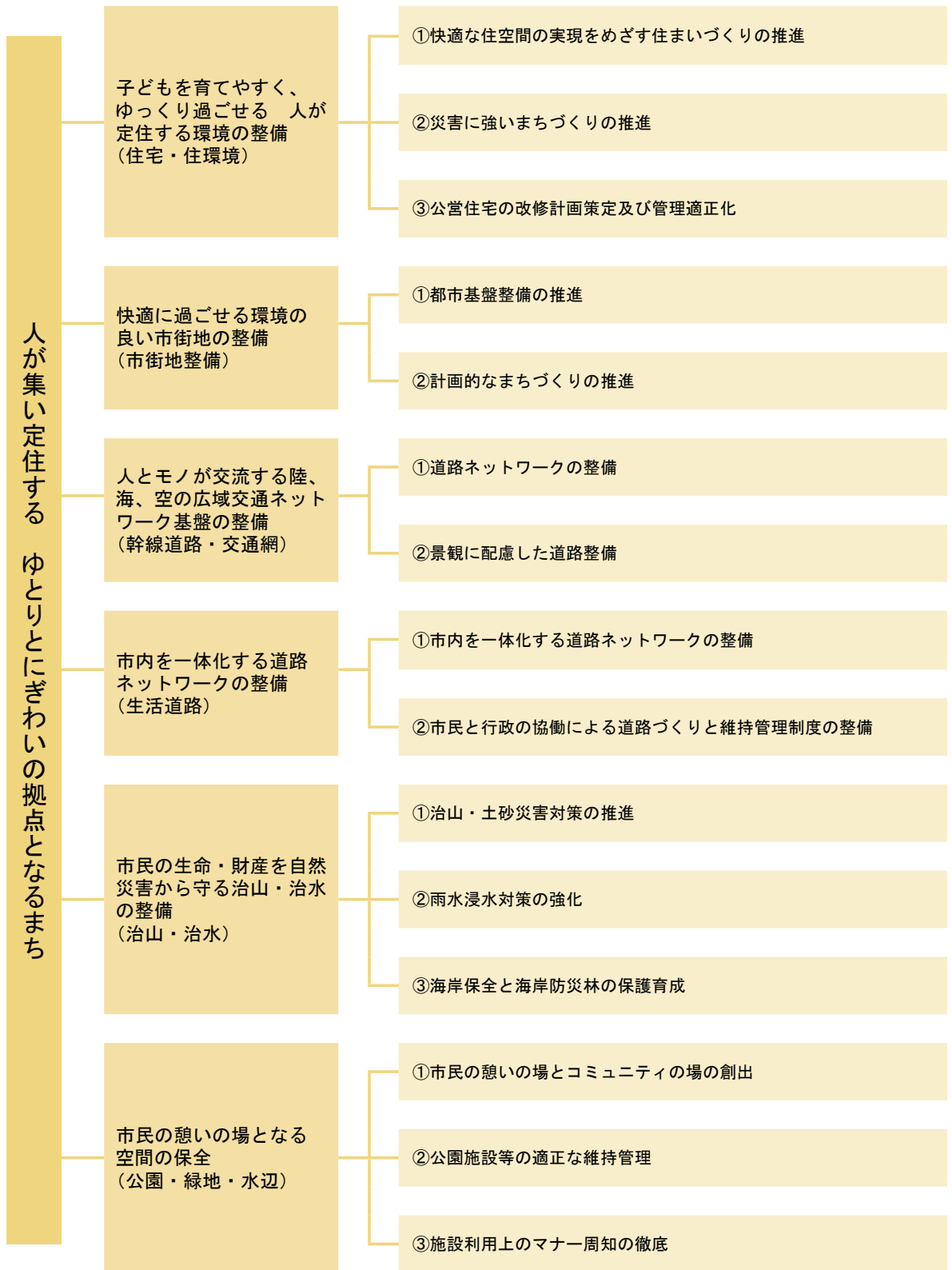
(都市整備)

海浜、農地、樹林地などの美しい自然と都市との調和がとれた、適正な土地利用を進めます。また、道路、公園、下水道、河川などの生活基盤の整備とその維持管理に努め、快適な生活環境の創造に努めます。

さらに、御前崎市が持つすばらしい景観や自然環境を保全するとともに、中心市街地の都市機能の充実を図り、周辺地域との連携を進め、ゆとりとにぎわいのあるまちづくりを推進します。



■ 施策の体系



1 子どもを育てやすく、ゆっくり過ごせる 人が定住する環境の整備 (住宅・住環境)

■ 現況と課題

近年、下水道や公園などの生活基盤が整備され、池新田地区を中心として都市計画道路の整備は進んでいますが、まだ狭あいな道路が多く存在する地区があります。

今後は、狭あいな道路の解消を進め、計画的な土地利用と安全で快適な住宅や住宅用地を供給していく必要があります。

また、東海地震などの自然災害に備え、耐震化が必要な住宅等の改修を推進するとともに、安全で魅力ある居住環境づくりに取り組む必要があります。

本市の公営住宅は需要に対応できるよう整備を進めていますが、耐用年数が半分以上経過している建物もあり、改修や耐震化対策を検討するとともに、管理を効率化するため管理手法の見直しが必要です。

■ 方針

海、田園、台地、丘陵等豊かな自然に恵まれた本市の特徴を活かし、若い世代が住みたくなる魅力ある居住環境や子育てのしやすい環境を整備します。また、高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた場所で安心して生活していけるよう豊かな暮らしを支える住宅づくりやまちづくりを進めます。

■ 主要な施策

①快適な住空間の実現をめざす住まいづくりの推進

- ・質の高い居住空間の形成やバリアフリー等福祉施策や企業立地施策との連携など総合的な住宅対策の促進を図ります。
- ・北部地域に若者の定住を図るため、小規模な住宅用地を周辺の茶園、田畑、山林、河川、ため池など自然環境に配慮して確保します。

②災害に強いまちづくりの推進

- ・予想される東海地震等に備え、倒壊の危険性の高い建築物等の耐震化を促進します。

③公営住宅の改修計画策定及び管理適正化

- ・公営住宅の管理代行（指定管理者制度）の導入の検討を進めます。

■ 主要な事業

7. 高齢者・障害者等住宅支援事業
- イ. 企業誘致推進事業（再掲）
- ウ. 定住化促進事業
- エ. 住宅等耐震化支援事業
- オ. 公営住宅ストック計画策定・整備事業
- カ. 公営住宅管理委託事業

2 快適に過ごせる環境の良い市街地の整備

（市街地整備）

■ 現況と課題

池新田地区の用途地域内では、幹線道路沿道への大規模な商業施設の立地が進む中で、依然多くの未利用地が存在していることから、街並みに配慮した土地利用を誘導していく必要があります。

今後、街路を整備するためには多くの財源を必要とすることから、計画的で効率的な市街地整備が求められます。

用途地域外では、既存の住宅や営農環境の悪化を招かないように、用途地域の拡大等の可能性を検討し、計画的かつ秩序だった土地利用の誘導を図る必要があります。

■ 方針

健全で快適な生活環境を有する市街地の形成を図るため、都市計画道路の整備を推進します。その整備に当たっては、安心して歩ける道づくりや危険な交差点の解消を図るとともに、計画的、効率的に周囲の景観に配慮した美しい街並みづくりに努めます。

主要な施策

①都市基盤整備の推進

・計画的で効果的な都市計画道路や排水路の整備を推進します。

②計画的なまちづくりの推進

・用途地区内外における状況把握を行い、中心市街地としてふさわしい整備を推進します。

■ 主要な事業

- ア. 都市計画道路整備事業
- イ. 排水路整備事業
- ウ. 都市計画マスタープラン策定・推進事業

3 人とモノが交流する陸、海、空の広域交通ネットワーク基盤の整備 (幹線道路・交通網)

■ 現況と課題

本市の東部地域では、国道150号、県道、臨港道路の整備はほぼ完了していますが、その他の市道の整備が遅れており、狭あい区間が多く存在しています。

西部地域では、広域幹線道路の県道掛川浜岡線や浜岡菊川線の拡幅工事、池新田地区を中心とした都市計画道路の整備が進み利便性は向上しています。

今後は、円滑な道路交通を確保するため、市内幹線道路網の体系的な整備が必要であるとともに、交通事故防止のための歩道の設置が課題となっています。

北部地域では、静岡空港、東名高速相良牧之原インターチェンジへのアクセス道路として、県道浜岡菊川線、相良浜岡線、相良大須賀線の整備が求められます。

更には、池新田地内の都市計画道路とリンクして、体系的な道路網を整備する必要があります。

■ 方針

重要港湾である御前崎港の利活用を促進するため、関係機関との連携を強化しつつ国県道の整備促進を図り、陸、海、空の広域的な交通ネットワークの構築を目指します。また、幹線市道についてはこれらを補完する道路として、その機能を更に向上させます。

主要な施策

①道路ネットワークの整備

- ・ 国道、主要地方道、一般県道の更なる整備を関係部局に働きかけネットワークの強化を図っていきます。
- ・ 幹線市道の位置付けと目的を明確にするとともに、その整備を積極的に推進します。

②景観に配慮した道路整備

- ・ 幹線道路を優先して電線等の地中化を推進し、街並み景観の向上を図ります。

■ 主要な事業

7. 道路整備事業
4. 電線等地中化事業

4 市内を一体化する道路ネットワークの整備

（生活道路）

■ 現況と課題

幹線道路については、合併前までそれぞれの町の道路整備計画を基に進められてきたため、一体性や連続性に乏しい所があります。今後は、地理的な要件を考慮しつつ交通ネットワークを形成する計画的な整備が必要です。

また、整備にあたっては、路線の経済性、安全性、利便性等を評価し、整備の必要性や優先順位を決定する判断基準をつくる必要があります。

更に、利便性を追求するあまり自然環境や周囲の景観に対する配慮がなされなかったために、しばしば風景を分断したり、野生生物の生息空間を侵害してしまう結果となっている所もありますので、こうした地域特性に配慮することも大切です。

市民の生活様式の変化は、地域での道水路の維持管理を行う上で大きな弊害となっています。これまで集落内の道路や水路の日常的な管理はそれらを利用する人たちによって支えられてきましたが、その存続が危惧されています。今後は市民と行政の協働による維持管理が望まれます。

■ 方針

浜岡地域と御前崎地域の一体化を推進するため、市内の交通体系のネットワーク化を図ります。

生活に密着したコミュニティ道路はその地域の顔であり、高齢化に伴う交通弱者の保護と、生活の利便性を確保しながら、文化、歴史、自然など地域ごとに特徴を持った道路整備を市民と行政が協働しながら進めます。

主要な施策

①市内を一体化する道路ネットワークの整備

- ・ 幹線道路網を補完する役割を持ち、生活道路として市民と深い関わりのある一般市道を地域の実情に合わせて整備し、ネットワークの充実を図ります。
- ・ お年寄りや子どもなどの交通弱者に配慮し、安全対策に重点を置いた整備を図ります。

②市民と行政の協働による道路づくりと維持管理制度の整備

- ・ 市民生活と極めて密接な関係を持つ一般市道の整備には、周辺住民の意見を十分に取り入れながら地域の実情に合った個性的な道路づくりを推進します。
- ・ 日常の維持管理について市民と行政との役割を明確にし、適切な維持管理制度の構築を図ります。

■ 主要な事業

- 7. 道路評価事業
- 4. 道水路普請事業
- ウ. 道路整備事業

5 市民の生命・財産を自然災害から守る治山・治水の整備

(治山・治水)

■ 現況と課題

近年地球温暖化等の気象状況の変化に伴い、海岸の侵食や、台風等による山地崩壊、海岸治山施設の崩壊が著しく進んでいます。

急な斜面の後背地は、市民にとって台風や集中豪雨時における大きな脅威です。崩壊対策の整備が進んでいますが、今後関係者との調整を図りながら、その整備率を更に向上させることが重要です。

今後は、豊かな自然環境の保全とともに、市民の生命・財産を守るためにも引き続き治山・治水事業に取り組む必要があります。

■ 方針

市民の生命・財産を守り、良好な国土を保全するために、治山・治水事業に取り組みます。

特に、土地利用形態の変化に伴う流出水の増加、気候変動による局所的な集中豪雨等に対応するために、主要河川における排水能力についての調査を積極的に実施し、整備の必要な箇所については自然環境に配慮しつつ整備を推進します。

主要な施策

① 治山・土砂災害対策の推進

- ・急傾斜地崩壊対策事業などにより、急峻な裏山の崩壊対策を構じるとともに、補助対象外の地区についてもその対策を検討します。
- ・大規模な土石流やがけ崩れを未然に防ぐために、関係部局との調整を図りその対策を構じます。

② 雨水浸水対策の強化

- ・普通河川の排水能力を再検討し、変化する流域の土地利用や集中豪雨に対応できる整備を推進します。
- ・小規模河川の日常的な維持管理については、市民と行政との役割を明確にし、適切な維持管理制度を構築します。

③ 海岸保全と海岸防災林の保護育成

- ・侵食された海岸や砂丘の復旧及び保全対策と防災林の保護育成のための対策を推進します。

■ 主要な事業

7. 急傾斜地整備事業
- イ. 河川整備事業
- ウ. 海岸保全及び海岸砂防事業
- エ. 松くい虫防除事業

6 市民の憩いの場となる空間の保全

（公園・緑地・水辺）

■ 現況と課題

本市には、大規模な公園として「マリパーク御前崎」や「御前崎ケープパーク」、「白砂公園」、「あらかわふる里公園」、「高松緑の森公園」などが整備されています。

都市計画公園は、街区公園の長者公園、近隣公園の八千代公園、総合公園では浜岡総合公園と御前崎中央公園が都市計画決定されています。

これらの公園管理については、浄化槽、遊具、植栽等の保守管理、光熱費等の経費節減を図るとともに施設を安全に、安心して使用できるように、維持管理体制の充実を図る必要があります。また、公園施設を大事に使う意識の高揚も大切です。

今後の公園、緑地の整備においては、浜岡総合公園の整備計画について検討を進めるとともに、地区公園についても特性を活かし、その適正配置と計画的な整備を推進していく必要があります。

■ 方針

本市に整備された各種公園の有効活用を推進し、いつまでも美しくかつ安全な公園として活用されるようその維持・管理に努めます。

また、自然環境に恵まれた水辺等にあつては、ホタルや水棲生物の保護育成、河川やため池の環境整備などに取り組み美しい環境を保全していきます。

主要な施策

①市民の憩いの場とコミュニティの場の創出

- ・各団体の奉仕作業と合わせたイベント開催などを行い、地域のコミュニティの場として活かします。
- ・地区公園等の整備を推進します。

②公園施設等の適正な維持管理

- ・遊具の安全性について、計画的に修繕及び遊具の入れ替えを行い安全基準の保持を行います。
- ・植栽管理等地元団体（老人クラブ・ボランティア団体等）、また管理組合等を設立し管理委託を行います。

③施設利用上のマナー周知の徹底

- ・公園の施設利用におけるマナー向上を図るため、たて看板設置を進めます。
- ・利用上の注意チラシを配布し、利用者の意識の啓発を進めます。

■ 主要な事業

7. 公園整備事業
4. 公園施設等維持管理事業

第6章

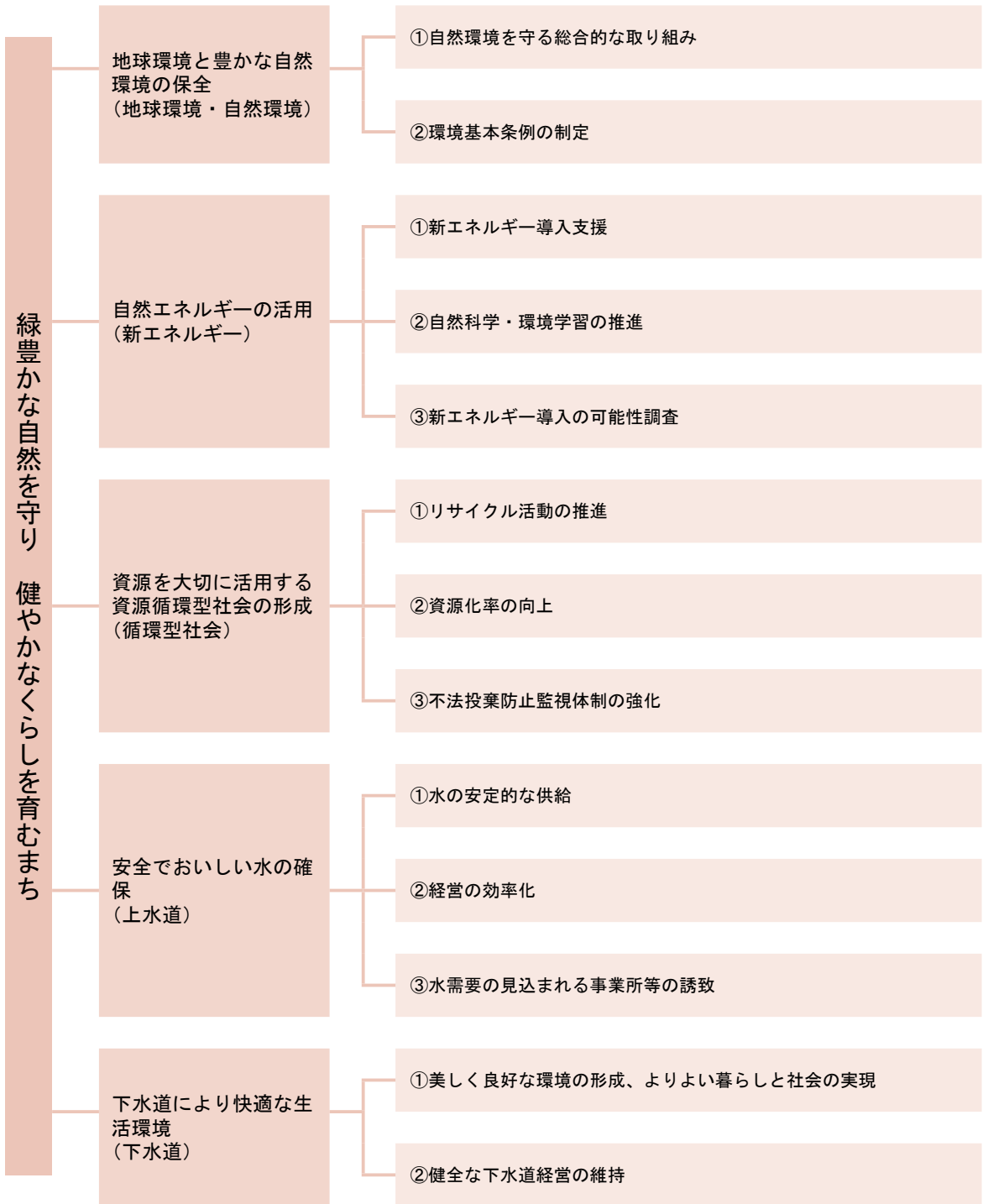
緑豊かな自然を守り、健やかな暮らしを育むまち
(環境)

御前崎市の海、砂浜、丘陵、茶園をはじめ、アカウミガメ、ホタルなどの希少な生物が生息する豊かな自然環境を守り、次世代に受け継ぎます。

地球環境を地域から守る行動として、資源の有効活用を行うとともに、ゴミの排出量をおさえ、リサイクルを進めるなど資源循環型社会形成に取り組みます。また、二酸化炭素の発生を減少させるため、浜岡原子力発電所の安全運転管理を徹底させると同時に、御前崎市の特徴を活かした風力、太陽光発電などの多様な新エネルギーを活用した健やかな暮らしを育むまちづくりに取り組みます。



施策の体系



1 地球環境と豊かな自然環境の保全

(地球環境・自然環境)

■ 現況と課題

近年進んでいる海岸浸食により、浜岡砂丘やアカウミガメの産卵場所である海岸線の後退が懸念されます。

市内には生産に供するような森林はないものの、管理が行き届かないため森が荒れ保水力の低下を招く恐れがあります。

なお、下水道事業の推進により、公共用水域における生活環境の保全に関する水質環境基準は、海域、河川では、ほぼ達成しているものの、ため池などの閉鎖性水域では水質の改善が進まないのが現状です。

本市の豊かな自然環境を保全し、健やかな生活環境を形成するためには、市民との協働による様々な分野での総合的な取り組みが必要となります。

■ 方針

豊かな自然環境を保護し、かけがえのない地球環境を守り、限りある資源を有効に活用し、環境に対する市民意識を高めるなど環境保全活動を推進するための環境基本条例の制定に取り組みます。

また、河川等の公共水域の環境を守るため、水質調査を実施するとともに、水環境を守る啓発や稚魚の放流等を通じて市民が環境に触れ合う機会をつくり、大切にすることを育てます。

■ 主要な施策

①自然環境を守る総合的な取り組み

- ・市民が環境に対する責任を自覚し、自ら行動するような啓発活動を行います。
- ・海岸保全や森林保全など様々な分野で環境保全に配慮した取り組みを進めます。

②環境基本条例の制定

- ・二酸化炭素等の排出削減による地球環境温暖化防止、資源の有効活用による循環型社会の形成、地域の特性を生かした新エネルギーの活用促進など、自然環境及び生活環境を総合的に保全するための環境基本条例の制定に取り組みます。

■ 主要な事業

- ア. 環境保全啓発事業
- イ. 公共河川・地下水・港湾等の水質調査事業
- ウ. 減農薬、有機栽培推進事業（再掲）
- エ. 海岸保全及び海岸砂防事業（再掲）
- オ. 松くい虫防除事業（再掲）
- カ. 下水道整備事業（再掲）
- キ. 生垣補助事業

2 自然エネルギーの活用

（新エネルギー）

■ 現況と課題

エネルギーの消費に伴う二酸化炭素や冷媒のフロン類などの排出により温室効果ガスが増加し、将来、異常気象、海面上昇、生態系への悪影響等が懸念されることから、国・地方を上げてその防止策を強力に進めていくことが求められています。

本市には、二酸化炭素排出量の少ない原子力発電所が立地し、地球温暖化防止に貢献していますが、さらに本市のもつ自然特性を活かし、環境負荷の少ない太陽光、風力などの自然エネルギーの活用を図ることも必要です。

太陽光発電システムや風力発電施設等の導入にあたっては、生活環境や景観への配慮、土地利用等総合的に検討する必要があります。

■ 方針

本市の豊かな自然や素晴らしい景観に配慮しながら、太陽光・風力等の自然エネルギーの導入を図り、人と自然と科学が調和した環境にやさしい先進のまちづくりを進めます。

また、新エネルギーに関連する研究機関や企業の誘致、それを活かしたまちづくりなどを市民と企業、行政の協働で進めます。

主要な施策

①新エネルギーの導入及び支援

- ・ 公共施設へ新エネルギー導入を図ります。
- ・ 市民の新エネルギー導入の普及を図るため、設備設置に対して助成します。

②自然科学・環境学習の推進

- ・ 風力発電及び太陽光発電施設を利用して、次世代を担う子どもたちの自然科学や環境学習の機会を設け、エコスクールを推進します。

③新エネルギー導入の可能性調査

- ・ 新エネルギー導入に対する開発可能性調査や住民意識調査を行います。

■ 主要な事業

7. 公共施設新エネルギー導入事業
- イ. 住宅用太陽光発電システム設置補助事業
- ウ. 自然科学・環境学習等啓発事業
- エ. 新エネルギー導入可能性調査事業

3 資源を大切に活用する資源循環型社会の形成

(循環型社会)

■ 現況と課題

大量生産・大量消費の時代の流れを受けて、膨大で多様な廃棄物が生じ、ごみ焼却処理に伴うダイオキシン類の発生や、最終処分場の確保難などの問題が生じています。

そのため、市民、事業者への分別意識の徹底、リサイクル意識の向上など、マナーの啓発やルール順守の徹底により、ゴミの減量化を進めることが求められています。

また、限りある資源を有効に活用し、焼却等による二酸化炭素の排出を抑え環境負荷の軽減を図るためにも、有用な資源の再利用を図る循環型社会の形成に努める必要があります。

循環型社会形成推進基本法や関係法令の趣旨に基づき、廃棄物の分別回収、古紙の回収などを積極的に進める一方で、これらの法律の整備に伴う処理基準の強化、処理施設や最終処分場用地の確保難、運搬費や処理経費の高騰、リサイクル料金の有料化などにより、山間部の道路や海岸部の道路沿いなどへのごみの不法投棄が年々増加しています。

このような状況に対する指導や規制を強化するとともに、定期的な不法投棄のパトロールの監視活動を保健所や警察と連携して進めることが必要となっています。

■ 方針

環境保全センターのごみ処理量は年々増加傾向にあるため、資源ごみの分別収集によるリサイクル活動を積極的に推進し、ごみの減量化に取り組みます。

限られた地球資源を有効に活用するために、有用な廃棄物の再資源化を図る循環型社会の形成を推進します。

そのため、地域での環境浄化活動を通じての環境学習に取り組み、市民及び事業者と協働して資源循環意識の啓発に努めます。

また、廃棄物の不法投棄が増加しているため、河川山林等を定期的に監視する体制を強化します。快適な生活環境を維持するため、し尿処理体制の整備、公害防止対策の充実、環境美化の推進及び環境衛生の充実などにも努めます。

主要な施策

①リサイクル活動の推進

- ・日常生活から大量の廃棄物がでている現状を見直し、家庭、事業者、行政でそれぞれが実施できるゴミの減量化対策に取り組みます。
- ・限られた資源を有効利用する循環型社会を形成するため、市民、事業者、行政が一体となりリサイクル活動を積極的に推進し、有用な廃棄物の再資源化を図ります。

②資源化率の向上

- ・これまで工場や農林蓄水産業、事業所等から排出され捨てられていた廃棄物についても有効活用を検討し、資源化率の向上に取り組みます。

③不法投棄防止監視体制の強化

- ・増加している廃棄物の不法投棄に対処するため、監視体制を各関係先と連携し強化します。
- ・市民による町内会内の不法投棄の監視を推進します。

■ 主要な事業

- | | |
|----------------------|---------------|
| 7. 資源集団回収促進奨励金事業 | ウ. 環境美化推進員事業 |
| イ. 家庭用生ごみ処理機器設置費補助事業 | エ. 不法投棄防止対策事業 |

4 安全でおいしい水の確保

（上水道）

■ 現況と課題

本市の水道は、大井川広域水道企業団、榛南水道から安定的に水が供給されています。

平成 19 年度には大井川広域水道企業団から提供される水量も増加される可能性があり、水需要を改めて見直すとともに、水道料金の改定も検討しなければならない状況になっています。

施設整備については、水道事業基本計画に基づき配水系統のブロック化等の工事を積極的に行うことが必要です。

また、料金徴収については、滞納者の減少を図るため、早い段階で催告を促すことを徹底する必要があります。

■ 方針

大井川広域水道企業団と企業局大井川事務所との調整を図りつつ、安全でおいしい水の安定供給確保に努めます。

また、水圧不足や地震対策に対応して、地域ごとに水道のブロック化をめざし、配水池の整備拡充と老朽管の布設替を計画的に進めていきます。

■ 主要な施策

①水の安定的な供給

- ・水道事業基本計画に基づき、配水池築造や配管の布設替え等により、安全でおいしい水の安定供給を目指します。

②経営の効率化

- ・徴収体制の整備拡充と共に、収納率向上を図ります。
- ・大井川広域水道企業団からの受水料金の改定に伴い、水道料金の見直しを行います。
- ・検針業務の安定を期すため、検針員の増員または、外部委託等の方法を検討します。

③水需要の見込まれる事業所等の誘致

- ・水需要の見込まれる事業所の積極的誘致を図ります。

■ 主要な事業

7. 配水系統設定によるブロック化整備事業
- イ. 国道 150 号配水管整備事業
- ウ. 浜岡地域、御前崎地域を結ぶ連絡管の整備事業
- エ. 企業誘致推進事業（再掲）

5 下水道により快適な生活環境

(下水道)

■ 現況と課題

平成16年度に生活排水処理基本計画、汚水適正処理基本構想を策定し、今後は全市的な生活排水処理の考え方に基づいて取り組むこととなります。特に下水道が整備されていない御前崎地域については、今後方向性を決定し推進することが必要です。

下水道事業の経営に当たっては、経営健全化に向けた取り組みが重要であり、コスト縮減、効率的な維持管理等を実践していくことが求められます。

また、下水道施設を停止させることなく永続的に機能を保持していくため、先を見越した計画的・段階的な施設・設備の改良が必要となります。

■ 方針

美しく良好な川と海の水環境や市民の快適な生活環境の形成、よりよい暮らしと社会を実現するため、下水道事業の推進に当たっては、コスト縮減、効率的な維持管理等を実践し、経営健全化に向けて取り組みます。

また、下水道施設を停止させることなく永続的に機能を保持していくため、先を見越した計画的・段階的な施設・設備の改良を進めていきます。

下水道施設が整備されていない御前崎地域においては、合併処理浄化槽と組み合わせ、地域状況に合った下水道事業の整備を図ります。

主要な施策

①美しく良好な環境の形成、よりよい暮らしと社会の実現

- ・下水道施設の整備、管理及び下水道の有する施設や資源の活用を図ります。

②健全な下水道経営の維持

- ・民間活力導入による経営の効率化を図ります。
- ・下水道接続の徹底のため、PRに努めます。

■ 主要な事業

7. 下水道整備事業
- イ. 下水道施設改築・修繕事業
- ウ. 下水道会計等適性管理事業
- エ. 下水道普及啓発事業



第7章

市民協働と自立したまち

(行財政)

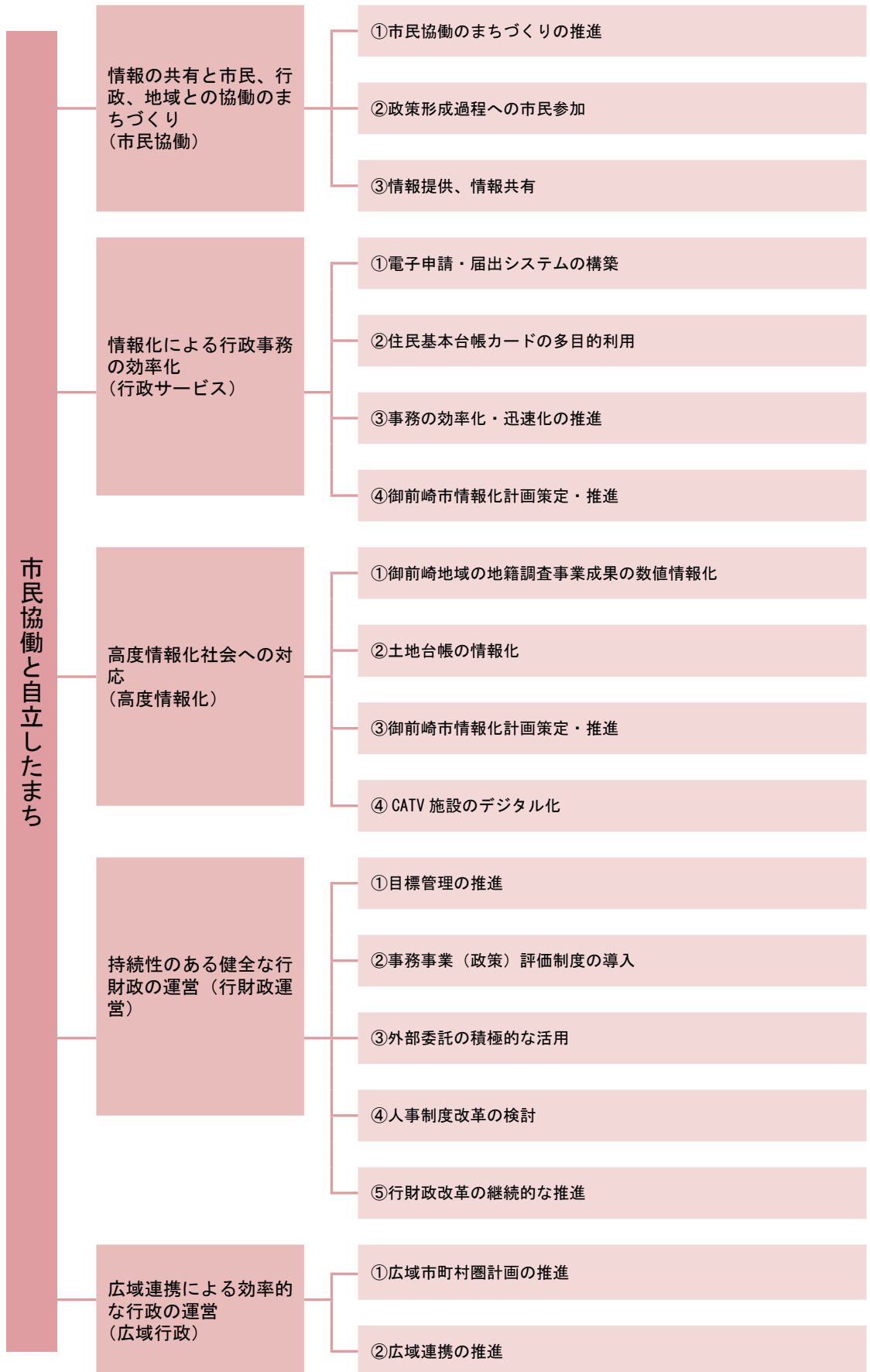
さまざまな分野において市民と行政が連携して協働のまちづくりに取り組みます。

新市として行財政改革を進め、無駄を省いた効率のよい行政サービスを構築し、安定した行政運営によりバランスの取れた健全なまちづくりを進めます。

また、住民への情報サービスの充実を図るため、市の広報紙やホームページ、CATVなどの活用により行政運営、まちづくりなどに関する情報公開を推進します。



■ 施策の体系



1 情報の共有と市民、行政、地域との協働のまちづくり

(市民協働)

■ 現況と課題

地方自治体が自らの判断と責任のもと、地域の実情にあった施策を進める地方分権型社会にあつては、市民のまちづくりへの積極的な参加が重要となってきます。保健、福祉、文化、スポーツ、環境保全、市民の安全・安心な生活の確保など様々な分野において、市民と行政が互いに同じ立場に立って協働するまちづくりが必要となっています。

■ 現況と課題

自分たちの地域は自分たちでつくるという、自立性の高い地域を育てるとともに、市民との情報の共有化を積極的に進め、市民と行政のパートナーシップがとれたまちづくりを目指します。

主要な施策

①市民協働のまちづくりの推進

・自立性の高い地域を育てるため、市民活動を支援するとともに、市民参加の仕組みづくりを進めます。

②政策形成過程への市民参加

・タウンミーティングなどで市民と膝を交えながら意見を聞き、政策策定や市政運営に反映させます。

③情報提供、情報共有

・広報紙、ホームページ及びCATVを利用した情報提供、情報共有を進めます。

■ 主要な事業

- ア. コミュニティ活動支援事業（再掲）
- イ. 公聴事業（タウンミーティング）
- ウ. 広報事業

2 情報化による行政事務の効率化

（行政サービス）

■ 現況と課題

情報通信技術の進歩により、行政手続きのオンライン化を実現するための基盤となる住民基本台帳ネットワークシステムや公的個人認証サービスの整備が進み、国の手続では電子申告等の受付が始まっています。

本市においても、各種行政事務の電算化を推進し、整備してきたことから、窓口体制の見直しを行い、複数の届出や申請等の手続きを1か所の窓口で済ませることができる総合窓口の設置についての検討を行う必要があります。更に、住民サービスの向上を図るためには、特に需要の多い住民記録・印鑑証明事務・戸籍関係事務の申請や届出について、住民が利用しやすい電子申請・届出システムの構築を早期に進める必要があります。その実現には、家庭内の高性能パソコンや関連機器の普及状況あるいはインターネットの利用者の拡大などを踏まえ推進していくことが必要です。

また、住民基本台帳カードも現状では電子証明書の記録用や身分証明書としての活用に限られていますが、事務の効率化を推進するために各種サービスの見直しを行い、利便性の高いシステムの導入を検討する必要があります。

■ 方針

住民基本台帳や戸籍の電算化を進め、個人情報のより適正な管理に努めるとともに、市民の利便性向上のための改善改良を図ります。また、国が特に力を入れているインターネットを利用した各種申請・届出については、誰でも容易に利用できるようなオンラインシステムの構築に努めます。

主要な施策

①電子申請・届出システムの構築

・市役所に来なくても自宅等からインターネットを利用して、各種手続き（住民記録、印鑑証明、戸籍等）を行うことができるシステムの構築を進めます。

②住民基本台帳カードの多目的利用

・住民基本台帳カードを利用できる行政サービスの検討を行い、効果的なシステムを積極的に活用します。

③事務の効率化・迅速化の推進

・事務の見直しを随時行い、より効率良く、また迅速に処理できる体制づくりやシステムの導入を進めます。

④御前崎市情報化計画策定・推進

・行政情報化、地域情報化等、高度情報化に対応する具体的な計画を策定し、計画的に電子市役所を構築します。

■ 主要な事業

- ア. 電子申請・届出システム整備事業
- イ. 住基カード交付事業
- ウ. 行政情報化推進事業

3 高度情報化社会への対応

(高度情報化)

■ 現況と課題

浜岡地域で既に行われている地籍調査事業成果の数値情報化を、御前崎地域でも進めるとともに、土地台帳の情報化に取り組む必要があります。

市役所の各課で管理しているGIS情報を一元化し、相互利用することで行政事務の高度利用と行政サービスの向上を図るための総合型GISの整備が求められています。

CATV設備については、平成23年にアナログ放送が終了することからデジタル化への対応に取り組むことが必要です。

近年の犯罪抑止にはライブカメラが有効であることからその設置を促進します。なお、そのためには映像の活用とプライバシーの確保についての調整が課題となります。

また、ホームページの充実を図るためには、市民が求めるコンテンツ等の把握を行い適切な情報を作成、提供していく必要があります。

■ 方針

行政サービスの向上を図るため、CATVなどを活かした最先端の情報化都市をめざします。

位置や空間に関する情報を総合的に管理するGISの整備等について、情報化推進の研究会を設け検討していきます。自治体の電子化の推進に際しては、行政情報のセキュリティの徹底を図るため、職員研修等を進めます。

また、CATVのデジタル化を契機として、ライブカメラを設置した場合には、学校、園内の様子をリアルタイムで父兄へ情報提供することができるので、その有効活用を検討します。さらには、ホームページの充実を図り市民の求める最新情報を発信できるように努めます。

主要な施策

①御前崎地域の地籍調査事業成果の数値情報化

- ・基準点データ及び筆界点データ等の数値情報化を進めます。

②土地台帳の情報化

- ・土地台帳の登記記録について、コンピュータ管理を進めます。

③御前崎市情報化計画策定・推進（再掲）

- ・行政情報化、地域情報化等、高度情報化に対応する具体的な計画を策定し、計画的に電子市役所を構築します。

④CATV施設のデジタル化

- ・CATV局舎の放送設備のデジタル化を進めます。
- ・浜岡地域の家庭用CATV端末機等のデジタル化を進めます。

■ 主要な事業

7. 地籍調査事業成果数値情報化事業
- イ. 土地台帳情報化事業
- ウ. 庁内高度情報化事業
- エ. ホームページ維持管理事業
- オ. CATV施設維持管理事業

4 持続性のある健全な行財政の運営

（行財政運営）

■ 現況と課題

少子高齢化社会を迎え、かつ長引く景気・雇用情勢の低迷等により、行財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。さらに多様化、高度化、専門化する住民ニーズと地方分権の推進による権限移譲事務など地方行政に対する役割は年々高まっています。これらに的確に対応するため、事務事業の見直し、組織の整理合理化に合わせて、限られた財源と人材を有効に活用できるよう積極的に職員研修を実施し、職員の資質向上を図ることが必要です。

また、事務事業（政策）評価制度を導入し、外部委託、指定管理者制度、PFI（※）制度、NPO法人等の積極的な活用を図り、市民と一体となった効率的な行財政運営を推進することにより、時代に即応した組織と体制作りを確立することが重要な課題となっています。

■ 方針

ますます多様化する住民の行政サービスへの要求に対し、迅速できめの細かい情報やサービスの提供を行い住民の市に対する信頼を高めるとともに、職員の資質の向上を図り、人を思いやる温かな言葉掛けと笑顔をもって対応する明るい役所づくりを進めます。

厳しい行財政環境の下で、行政ニーズの変化に的確に対応するために、事務事業の見直し・外部委託、組織の簡素・効率化などに取り組みながら、行政需要と業務量に応じた適正な定員配置と再配分を行うとともに、長期的な財政見通しに立ち効率的な行財政運営に努めます。

また、多様化、複雑化、高度化する行政需要に柔軟に対応できる人材を育成するとともに、公共施設の適正配置や職員の計画的な採用・退職管理の下で、目標数値を設定し、その適正化に努めます。

主要な施策

①目標管理の推進

- ・数値目標の設定を進めます。

②事務事業（政策）評価制度の導入

- ・事務事業評価調書の作成を進めます。
- ・住民満足度調査を実施します。

③外部委託の積極的な活用

- ・PFI制度、指定管理者制度の積極的な活用を進めます。

④人事制度改革の検討

- ・人事考課の活用と能力評価システムの検討を行います。
- ・積極的な女性の登用を進めます。

⑤行財政改革の継続的な推進

- ・行政改革大綱の策定と定期的な見直しを行います。
- ・集中改革プランを実施します。

■ 主要な事業

7. 目標管理事業

1. 事務事業（政策）評価事業

9. 人事考課推進事業

1. 外部委託推進事業

※PFI：（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

5 広域連携による効率的な行政の運営

(広域行政)

■ 現況と課題

財政状況が厳しい中であって、近隣の自治体と共同実施することにより事業経費を節減し、効率化を図ることはこれまでも増して重要となっています。また、社会情勢の変化に伴う病院運営のあり方や静岡空港を活かした地域振興策など新たな分野での連携・協力の必要性が生じています。それぞれの市の役割を果たすと同時に広域的に連携していくべきことは、さらに推進していくことが望まれます。

■ 方針

市民サービスの充実と行財政の効率化を図るため、道路、病院、観光、情報等広域連携を踏まえた計画づくりとまちづくりに努めます。

主要な施策

① 広域市町村圏計画の推進

- ・ 合併後の新たな圏域で策定された広域市町村圏計画の推進を図ります。

② 広域連携の推進

- ・ 道路、病院、観光等での広域連携可能性調査を行います。
- ・ 事務組合による事業の維持、運営を進めます。

■ 主要な事業

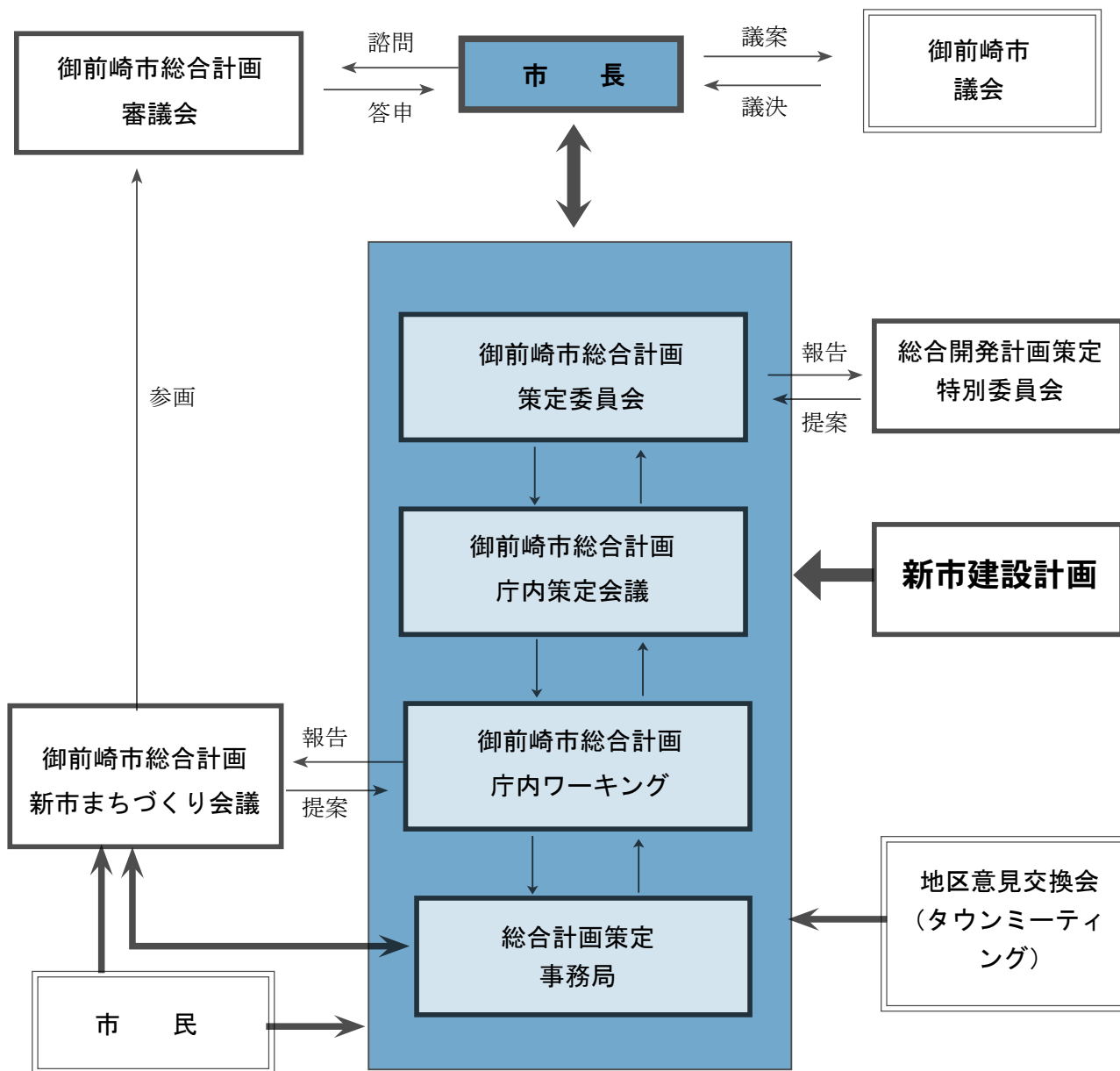
7. 広域市町村圏計画推進事業
- イ. 広域連携調査事業
- ウ. 事務組合事業



資料編

- 御前崎市総合計画策定体制
- 総合計画策定経過
- 総合計画審議会条例
- 総合計画審議会委員名簿
- 御前崎市総合計画新市まちづくり会議名簿
- 策定委員会等名簿

御前崎市総合計画策定体制



平成 16 年

- 8月 9日 総合計画庁内ワーキング委員募集
- 9月10日 新市まちづくり委員募集
- 9月24日 第1回総合計画策定ワーキング会議開催
- 9月30日 御前崎市総合計画審議会条例施行
- 10月 4日 第2回総合計画策定ワーキング会議開催
- 10月14日 第3回総合計画策定ワーキング会議開催
- 10月21日 第4回総合計画策定ワーキング会議開催
- 10月25日 高松地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 10月28日 池新田地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 11月12日 第5回総合計画策定ワーキング会議開催
第1回新市まちづくり会議開催
- 11月15日 朝比奈地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 11月20日 第2回新市まちづくり会議開催
- 11月29日 佐倉地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 12月 1日 白羽地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 12月 2日 新野地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 12月 7日 比木地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 12月 9日 御前崎地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 12月10日 第6回総合計画策定ワーキング会議開催
第3回新市まちづくり会議開催
- 12月27日 第1回総合計画審議会
御前崎市総合計画審議会への諮問

平成 17 年

- 1月14日 第7回総合計画策定ワーキング会議開催
第4回新市まちづくり会議開催
- 2月10日 第8回総合計画策定ワーキング会議開催
第5回新市まちづくり会議開催
- 3月15日 第9回総合計画庁内ワーキング会議開催
- 3月23日 第1回総合計画策定委員会
- 3月28日 第2回総合計画審議会
- 3月30日 第6回新市まちづくり会議開催
- 5月 2日 第1回総合計画庁内策定会議
- 6月 2日 比木地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 6月16日 高松地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 6月23日 御前崎市総合開発計画策定特別委員会から総合計画策定に関する中間提言
- 6月28日 高松地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
- 6月30日 御前崎地区意見交換会（タウンミーティング）の開催

総合計画策定経過

7月 1日	御前崎地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 6日	御前崎地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 8日	朝比奈地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 11日	朝比奈地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 12日	御前崎地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 14日	白羽地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 15日	白羽地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 19日	第2回総合計画庁内策定会議
7月 27日	佐倉地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 28日	新野地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
7月 29日	白羽地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 1日	池新田地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 2日	池新田地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 3日	池新田地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 4日	新野地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 5日	池新田地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 9日	第3回総合計画庁内策定会議 白羽地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
8月 18日	第2回総合計画策定委員会
9月 30日	佐倉地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
10月 27日	第7回新市まちづくり会議開催
10月 28日	比木地区意見交換会（タウンミーティング）の開催
11月 14日	第3回総合計画審議会
11月 28日	第4回総合計画審議会 御前崎市総合開発計画策定特別委員会から総合計画策定に関する最終提言 御前崎市総合計画審議会から答申（基本構想）
12月 12日	第5回総合計画審議会
12月 15日	第3回総合計画策定委員会
12月 22日	市議会で議決（基本構想）

平成 18 年

1月 11日	第6回総合計画審議会 御前崎市総合計画審議会から答申（基本計画）
1月 20日	市議会へ報告（基本計画）

○御前崎市総合計画審議会条例

平成 16 年 9 月 30 日
条例第 164 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、御前崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、御前崎市総合計画の策定に関する事項について調査し、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

■ 総合計画審議会委員名簿

■ 御前崎市総合計画審議会

役名	職名	氏名
会長	体育協会会長	原田 旭
副会長	女性ネットワーク浜岡代表	落合 艶子
委員	御前崎市議会議長	柳澤 重夫
委員	総合開発計画策定特別委員会 委員長	長嶋 雄一
委員	総合開発計画策定特別委員会 委員	松林 秀一
委員	農業委員会会長	石川 重夫
委員	御前崎漁業協同組合 代表理事組合長	(吉村 長治) 増田 勇一
委員	浜岡商工会会長	河野 三征
委員	御前崎町商工会女性代表	鈴木 美保子
委員	観光協会女性代表	中西 なつ子
委員	文化協会会長	丸尾 忠
委員	消防団団長	杉浦 浩務
委員	交通指導隊隊長	高木 芳和
委員	学校長代表(御前崎小学校長)	(坪池 洋) 赤堀 吉史
委員	新市まちづくり会議委員	増田 美恵子
委員	新市まちづくり会議委員	二俣 秀明
委員	民生委員代表	沖 俊秀
委員	教育委員会委員	増田 美恵子
委員	公民館長代表(比木公民館長)	橋山 邦夫
委員	御前崎地区元婦人会長	大石 愛子

■ 御前崎市総合計画新市まちづくり会議

所属地区	氏 名
池新田	狩野 ゆかり
〃	大石 吉孝
〃	松下 正昭
高松	二俣 秀明
〃	後藤 孝子
〃	酒井 やよい
佐倉	清水 敏秀
〃	中野 一美
〃	清水 典明
比木	岡村 浩利
〃	(植田 友己) 樽林 豊美
〃	樽林 順子
朝比奈	鈴木 広美
〃	河原崎 晴美
〃	鈴木 悦史
新野	尾澤 一哉
〃	増田 美恵子
〃	赤堀 範子
御前崎	松林 利弥
〃	澤入 佳子
〃	小田 邦浩
白羽	曾根 孝行
〃	永田 光春
〃	栗林 易子

新市まちづくり会議の様子



現地調査（桜ヶ池）



現地調査（あらさわふる里公園）



検討結果の発表



策定委員会等名簿

■ 御前崎市総合計画策定委員会

役名	職名	氏名
委員長	助役	小林 佐登志
委員	総務部長	野崎 豊
委員	部長兼検査監	植田 勇次郎
(委員)	(市民部長兼市民課長)	(山下 孝)
委員	部長兼社会福祉課長・福祉事務所長	松下 秀夫
委員	事業部長兼建設課長	植田 弘己
委員	水道部長兼水道課長	橋本 輝雄
委員	教育部長兼教育総務課長	河原崎 重治
委員	部長兼支所長	松井 清志
委員	市立病院事務部長	山本 安男
委員	参事兼総務課長	澤入 芳男
委員	秘書広報課長	坂本 旬
委員	参事兼企画調整課長	齋藤 正敏
委員	港湾振興室長	松林 清
委員	情報管理課長	加藤 益男
委員	防災課長	西原 敏
委員	原子力対策室長	笹野井 達彦
委員	参事兼税務課長	渥美 周逸
委員	議会事務局長	石川 芳彦
委員	監査委員事務局長	齋藤 貢
委員	会計課長	高塚 繁幸
委員	市民課長兼生活環境室長	松井 正至
委員	参事兼健康長寿課長	清水 富夫
委員	参事兼国保介護課長	杉山 一嘉
委員	参事兼都市計画課長	山本 光男
委員	管理課長	増田 高志
委員	営繕室長	萩原 弘充
委員	農林水産課長	岡村 隆雄
委員	商工観光課長	松本 正幸
委員	企業立地室長	岡村 博文
委員	下水道課長	長島 保
委員	幼児教育室長	野川 勝美
委員	参事兼学校教育課長	早川 和幸
委員	浜岡給食センター所長	植田 義信
委員	社会教育課長	増田 隆司
委員	市立図書館長	高塚 富雄
委員	振興公社事務局長	羽田 雅昭
委員	CATV局長	増田 齊
委員	参事兼市立病院管理課長	阿形 操
委員	市立病院医事課長	伊藤 寿昭
委員	参事兼市立病院介護事業課長	加藤 英男

■ 御前崎市総合計画庁内策定会議

役名	職名	氏名
委員	総務課課長補佐	小川 佳孝
委員	企画調整課課長補佐	大森 祥晴
委員	港湾振興室長	松林 清
委員	情報管理課課長補佐	小川 日出海
委員	防災課課長補佐	樽林 一満
委員	税務課課長補佐	赤堀 満弘
委員	市民課課長補佐	杉山 宏行
委員	健康長寿課課長補佐	大石 温弘
委員	国保介護課課長補佐	渡辺 利男
委員	社会福祉課課長補佐	鴨川 朗
委員	建設課課長補佐	中嶋 豊
委員	都市計画課課長補佐	浅井 義幸
委員	管理課課長補佐	佐藤 政介
委員	農林水産課課長補佐	繁田 昇
委員	企業立地室長	岡村 博文
委員	下水道課課長補佐	増田 豊
委員	下水道課課長補佐	八木 郁夫
委員	教育総務課課長補佐	山崎 政英
委員	学校教育課課長補佐	篠田 暁美
委員	社会教育課課長補佐	植田 一
委員	支所課長補佐	松井 義典
委員	市民病院管理課課長補佐	小田 靖弘
委員	病院医事課課長補佐	植田 直仁
委員	病院介護事業課課長補佐	西郷 寿夫

■ 御前崎市総合計画庁内ワーキング

所属	氏名
総務課	増田 正行
企画調整課	村松 光浩
検査室	栗林 清和
健康長寿課	澤部 三千代
(社会福祉課) 農林水産課	伊藤 博
建設課	中嶋 豊
建設課	川口 忠男
(商工観光課) 企業立地室	岡村 博文
水道課	村松 均
下水道課	八木 郁夫
(社会教育課) 防災課	小野田 明人
御前崎支所 地域振興室	箱守 康之
御前崎支所 地域振興室	植田 雅人

海と緑と笑顔が きらり輝く御前崎
御前崎市総合計画

発行 平成18年3月

編集 御前崎市役所企画調整課

〒437-1692

静岡県御前崎市池新田5585

TEL 0537-85-1112

E-mail kikaku@city.omaezaki.shizuoka.jp

編集協力 (株) 地域デザイン研究所



御前崎市